本院は、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令に基づき指定を受けている保険医療機関です。

１．管理者の氏名等

（１）医療機関名　　京都大学医学部附属病院【特定機能病院】（平成７年２月１日）

（２）開設者　　国立大学法人京都大学（平成１６年４月１日）

（３）管理者の氏名　　髙折　晃史　（令和５年４月１日）

２．医師、歯科医師の診療日及び診療時間

（１）診療日　　月曜日から金曜日
ただし、祝休日、年末年始(１２月２９日から１月３日まで)
及び京都大学創立記念日（６月１８日）を除く。

（２）診療時間　　午前９時から午後５時１５分まで

（３）診療受付時間　　午前８時１５分から午前１１時まで

３．診療科目

（１）標榜診療科目　　内科、外科、眼科、産科、婦人科、小児科、皮膚科、泌尿器科、
耳鼻咽喉科、整形外科、精神科、歯科口腔外科、矯正歯科、
放射線科、麻酔科、脳神経外科、形成外科、心臓血管外科、
呼吸器外科、リハビリテーション科、病理診断科、循環器内科、
救急科、脳神経内科

（２）院内診療科目　　血液内科、糖尿病・内分泌・栄養内科、循環器内科、消化器内科、
呼吸器内科、免疫・膠原病内科、初期診療・救急科、脳神経内科、
腎臓内科、腫瘍内科、緩和医療科、早期医療開発科、細胞療法科、
消化管外科、乳腺外科、肝胆膵・移植外科、小児外科、
心臓血管外科、呼吸器外科、脳神経外科、眼科、
耳鼻咽喉科・頭頸部外科、歯科口腔外科、整形外科、形成外科、
産科婦人科、泌尿器科、小児科、放射線治療科、放射線診断科、
皮膚科、精神科神経科、リハビリテーション科、病理診断科

本院で徴収する診療等の料金は、次の4から7に掲げるもののほか、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法の別表第１医科診療報酬点数表及び別表第２歯科診療報酬点数表に定める点数に10円（**交通事故に係る自費診療にあっては20円、日本国籍を有さず、かつ、日本国内で有効な公的健康保険を有しない患者に係る自費診療にあっては30円**）を乗じて得た額（消費税法及び地方税法の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあっては、その額に消費税相当額を加算した額）がかかります。
ただし、消費税法に規定される医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については非課税とします。

１．保険外併用療養費

評価療養費		
（１）　先進医療		
アスピリン経口投与療法　家族性大腸大腸腺腫症（令和４年５月１日）	患者からの先進医療費は徴収せず	
タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養（令和７年８月１日）	１回につき	２８，６００円
子宮内膜着床能検査（令和８年１０月１日）	初回　１回につき	１３５，９００円
	２回目　１回につき	１１０，７００円
	３回目以降　１回につき	３５，１００円
子宮内膜マイクロバイオーム検査（EMMA)ALICEを含む（令和８年１０月１日）	初回　１回につき	７２，８００円
	２回目以降　１回につき	４１，４００円
EGFR遺伝子増幅陽性切除不能食道・胃・小腸・尿路上皮・乳がんに対するネシツムマブ療法（単群第Ⅱ相試験）（令和４年９月５日）	１回につき	５，０００円
術前のゲムシタビン静脈内投与及びナブ―パクリタキセル静脈内投与の併用療法 切除が可能な膵臓がん（70歳以上80歳未満の患者に係るものに限る。）（令和５年1月１２日）	１回につき	４００円
生体肝移植術（切除が不可能な肝門部胆管がん）（令和５年７月１日）	１回につき	１９２，０００円
生体肝移植術 切除が不可能な転移性肝がん（大腸がんから転移したものであって、大腸切除後の患者に係るものに限る。）（令和５年１０月１日）	１回につき	２，６９２，０００円
二段階胚移植術（新鮮胚移植の場合）（令和５年７月１日）	１回につき	７５，０００円
二段階胚移植術（凍結・融解胚移植の場合）（令和５年７月１日）	１回につき	１２０，０００円
ウイルスに起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（PCR法）（令和６年１月１日）	１回につき	２８，０００円
多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期診断（令和７年９月１２日）	１回につき	３３，０００円
腹腔鏡下卵巣悪性腫瘍手術	1回につき	９３３，０００円

選定療養費					
（１）　特別室使用料（普通室の料金に対する加算額）					
特　別　室Ａ	一日につき	１５７，０００円（税込）	（ただし助産の場合は	142,727円）	令和７年１２月１５日
〃　Ｂ	〃	１３１，０００円（税込）	（　　〃	119,090円）	令和７年１２月１５日
〃　Ｃ	〃	３９，０００円（税込）	（　　〃	35,455円）	令和４年　１月　１日
個　室Ａ	〃	１７，０００円（税込）	（　　〃	15,455円）	令和４年　１月　１日
〃　Ｂ	〃	１６，０００円（税込）	（　　〃	14,545円）	令和７年１２月１５日
〃　Ｃ	〃	１０，０００円（税込）	（　　〃	9,090円）	令和７年１２月１５日
〃　Ｄ	〃	１６，０００円（税込）	（　　〃	14,545円）	令和７年１２月１５日
２　人　室Ａ	〃	４，０００円（税込）	（　　〃	3,637円）	令和４年　１月　１日
Ki特別室Ａ	〃	４１，５００円（税込）	（　　〃	37,727円）	令和７年１２月１５日
Ki個室Ａ	〃	１８，０００円（税込）	（　　〃	16,364円）	令和４年　１月　１日
Ki個室Ｂ	〃	１９，０００円（税込）	（　　〃	17,272円）	令和７年１２月１５日
こども医療センター個室	〃	７，０００円（税込）	（　　〃	6,363円）	令和７年１２月１５日

＊２４時を区切りとして、１日単位で（１泊２日の入院の場合は２日分）の料金がかかります。
＊転室した日の特別室使用料は、転入した室の料金がかかります。

特別室配置状況　＊詳細については、各病棟内掲示板に掲示しております。	特別A	特別B	特別C	個室A	個室B	個室C	個室D	2人室A	Ki特A	Ki個A	Ki個B	こども医療センター個室	計
積貞棟３階				13	3								16
積貞棟４階				4	6	2		2					14
積貞棟５階				6	6								12
積貞棟６階		1		6	3								10
積貞棟７階				6	8								14
積貞棟８階	1		1	5	8								15
南病棟１階				3	9								12
南病棟２階				6	6								12
南病棟３階				5	6								11
南病棟４階				4	8								12
南病棟５階				6	6								12
南病棟６階				6	7								13
南病棟８階				6	8								14
中病棟２階				7									7
中病棟５階				3	8		3						14
中病棟６階				3	11								14
中病棟７階				5	9								14
中病棟８階			1	3	9								13
ＫＣＮＴ３階									1	4	2		7
ＫＣＮＴ４階									1	4	2		7
北病棟１階						7							7
北病棟２階					2	16							18
北病棟４階												18	18
北病棟５階												18	18
計（床）	1	1	2	97	123	25	3	2	2	8	4	36	304

選定療養費		
（２）　特定機能病院における初再診時負担額　（令和４年１０月１日）		
初診時負担額（他の保険医療機関等からの紹介なしに受診した患者の場合）	１回につき	７，７００円（税込　ただし助産の場合は７，０００円　）
再診時負担額（他の病院（一般病床の数が200床未満のものに限る。）又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、受診した患者の場合）	１回につき	３，３００円（税込　ただし助産の場合は３，０００円　）

（３）　制限回数を超えて受けた診療　（令和６年６月１日）		
検査（腫瘍マーカー）		
癌胎児性抗原(CEA)	１回につき	１，０８９円（税込）
α-フェトプロテイン(AFP)	１回につき	１，０７８円（税込）
前立腺特異抗体（PSA）	１回につき	１，３３１円（税込）
ＣＡ１９－９	１回につき	１，３３１円（税込）
リハビリテーション		
心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）	１単位	２，２５５円（税込）
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	１単位	２，６９５円（税込）
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） （当該患者が要介護被保険者等である場合）	１単位	１，６１７円（税込）
廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）	１単位	１，９８０円（税込）
廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ） （当該患者が要介護被保険者等である場合）	１単位	１，１８８円（税込）
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	１単位	２，０３５円（税込）
運動器リハビリテーション料（Ⅰ） （当該患者が要介護被保険者等である場合）	１単位	１，２２１円（税込）
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	１単位	１，９２５円（税込）

（４）　入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る療養の入院料　（令和８年６月１日）	
１日につき	３，５４２円（税込）

（５）　差額徴収の対象となる料金　（令和元年１０月１日）	
保存料、補綴料、小児歯科領域 金属歯冠修復料 白金加金又は金合金前歯 歯冠継続歯料 白金加金又は金合金前歯	使用材料の購入価格から健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づく診療報酬の算定方法別表第２歯科診療報酬点数表の第２章第１２部第３節に定める使用材料料の点数に１０円を乗じて得た額を控除した額に１００分の１１０を乗じて得た額

（６）　保険外併用療養費に係る金属床総義歯の料金　（令和元年１０月１日）		
白金加金　（上顎・下顎）	１床につき	４１０，９００円（税込）
金合金　（上顎・下顎）	１床につき	３８６，９００円（税込）
特殊合金　（上顎・下顎）	１床につき	１８８，６００円（税込）
チタン合金（上顎・下顎）	１床につき	２８７，８００円（税込）
上記に定める１床当たりの価格から保険外併用療養費を控除した金額に１００分の１１０を乗じて得た額		

（７）　保険外併用療養費（選定療養）に係る齲蝕に罹患している患者の指導管理に関する料金（令和元年１０月１日）		
フッ化物局所応用	１口腔１回につき	２，１００円（税込）
上記に定める価格に１００分の１１０を乗じて得た額		

（８）　時間外選定療養費に係る料金　（令和２年３月２日）		
緊急の受診の必要性はないが患者が自由な選択に基づき、自己の都合により時間外診察を希望した場合	１回につき	１１，０００円（税込）

（９）　多焦点眼内レンズの支給に係る選定療養費　（令和８年１０月１日）		
患者さんの要望および患者さん自己の選択によるものとして多焦点眼内レンズを使用する白内障手術を受ける場合、通常の診療費とは別に下記の選定療養費をご負担いただきます。		
テクニス オデッセイ VB DRN00Vを使用する場合	１眼につき	２０６，５８０円（税込）
テクニス オデッセイ トーリックⅡ TVB DRT150・225・300・375 を使用する場合	１眼につき	２３４，０８０円（税込）
Vivinex ジェメトリック モデル XY1-G を使用する場合	１眼につき	２２３，０８０円（税込）
Vivinex ジェメトリック トーリック モデルXY1-GT2、XY1-GT3、XY1-GT4、XY1-GT5、XY1-GT6 を使用する場合	１眼につき	２４５，０８０円（税込）
Vivinex ジェメトリックプラス モデル XY1-GPを使用する場合	１眼につき	２２３，０８０円（税込）
Vivinex ジェメトリックプラス トーリックモデル XY1-GPT2、XY1-GPT3、XY1-GPT4、XY1-GPT5、XY1-GPT6 を使用する場合	１眼につき	２４５，０８０円（税込）
TECNIS PureSee 焦点深度拡張型 IOL Simplicity（DEN00V） を使用する場合	１眼につき	２０６，５８０円（税込）
TECNIS PureSee Toric 焦点深度拡張型 IOLSimplicity（DET150、DET225、DET300、DET375）を使用する場合	１眼につき	２３４，０８０円（税込）
Clareon PanOptix AutonoMe CNATT0 を使用する場合	１眼につき	１８９，５３０円（税込）
Clareon PanOptix AutonoMe Toric CNATT2・3・4・5・6 を使用する場合	１眼につき	２０６，０３０円（税込）
Clareon Vivity AutonoMe CNAET0 を使用する場合	１眼につき	１８９，５３０円（税込）
Clareon Vivity AutonoMe CNLET2A・3A・4A・5A・6A を使用する場合	１眼につき	２０６，０３０円（税込）
Clareon PanOptix Pro Trifocal AutonoMe PXYAT0 を使用する場合	１眼につき	２１７，５８０円（税込）
Clareon PanOptix Pro Trifocal AutonoMe PXYAT2～6 を使用する場合	１眼につき	２５０，５８０円（税込）

（１０）　間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に係る料金（算定告示に掲げる療養としての使用を除く。）　（令和７年３月１日）		
Free Style リブレ２ センサー	１個につき	７，２６０円（税込）
Free Style リブレ２ リーダー	１個につき	７，８１０円（税込）
Dexcom　G7　CGMシステム センサー	１個につき	５，９４０円（税込）
Dexcom　G7　CGMシステム モニター	１個につき	９，３５０円（税込）

（１１）　長期収載品の選定療養に係る料金　（令和８年６月１日）		
医療上必要があると認められる場合又は後発医薬品を提供することが困難な場合を除く。	「長期収載品と後発医薬品の価格差の２分の１」の価格に基づき、数量等を踏まえ算定した薬剤料に係る点数に１０円を乗じて得た額に消費税相当額を加算した額	左記の価格は対象医薬品リスト（厚生労働省ホームページで公表）において示された数値を用いる。

患者申出療養費		
（１）　マルチプレックス遺伝子パネル検査による遺伝子プロファイリングに基づく分子標的治療　根治切除が不可能な進行固形がん（遺伝子プロファイリングにより、治療対象となる遺伝子異常が確認されたものに限る。）　（令和４年２月１日）		
内服薬の場合		
初回（本院で開始する場合）	1回につき	４６７，４５５円（税込）
初回（本院以外で開始している場合）	1回につき	２０６，１２３円（税込）
２～６回目	1回につき	６，１２３円（税込）
点滴の場合		
初回（本院で開始する場合）	1回につき	４７１，１０８円（税込）
初回（本院以外で開始している場合）	1回につき	２０９，７７６円（税込）
２～６回目	1回につき	９，７７６円（税込）

２．療養の給付と直接関係ないサービス等

衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切行っておりません。

（１）　ベビー用肌着セット貸与料　（令和４年７月１日）	
１日につき	２３１円(税込　ただし助産の場合は２１０円)

（２）　文書料（法令に基づき無料で交付すべきものを除く）及び文書発送料（令和８年４月１日）		
普通診断書料	１通につき	６，６００円（税込）
死亡診断書料	１通につき	７，７００円（税込）
死体検案書料	１通につき	８，８００円（税込）
特殊診断書料	１通につき	１１，０００円（税込）
その他特殊診断書料	１通につき	８，８００円（税込）
一般証明書料	１通につき	２，２００円（税込）
特殊証明書料	１通につき	５，５００円（税込）
外国語診断書料	１通につき	１６，５００円（税込）
上記に関連する電子媒体複写料（放射線画像の複写に限る。）	DVD-R1枚につきにつき	２，２００円（税込）
文書発送料（文書を郵便により交付する場合）（平成２８年２月１２日）	当該郵送に必要となる日本郵便株式会社が定める第一種郵便物又は国際郵便物の料金	

（３）　診療情報等の開示に係る料金　（令和２年１０月１日）		
京都大学における個人情報の保護に関する規定に基づく患者に関する保有個人情報の開示に係る料金	法人文書１件につき	３００円
上記以外の診療情報の開示に係る料金		
診療録等複写料（電子式複写）（平成１７年７月２５日）	１枚につき	２０円（税込）
Ｘ線フィルム複写料		
半切	１枚につき	８３０円（税込）
大角	〃	７００円（税込）
大４ツ切	〃	５９０円（税込）
４ツ切	〃	５００円（税込）
６ツ切	〃	３８０円（税込）
電子媒体複写料（放射線画像の複写に限る。）	ＤＶＤ－Ｒ１枚につき	２，２００円（税込）

（４）　薬剤容器料　（令和元年１０月１日）	
１個	１１０円（税込　ただし助産の場合は１００円）

（５）　日常生活上必要なサービスに係る費用　（令和８年１０月１日）		
緊急入院用グッズ（歯ブラシ・ストロー・割り箸・スプーン・フォーク・コップ）	１セット	３３０円（税込　ただし助産の場合は３００円）
紙オムツ（大人用テープ式パンツタイプ・Ｓサイズ）	１袋（２枚入）	４４０円（税込　ただし助産の場合は４００円）
紙オムツ（大人用パンツタイプ・M-L サイズ）	１袋（１枚入）	２２０円（税込　ただし助産の場合は２００円）
紙オムツ（大人用パンツタイプ・L-LL サイズ）	１袋（１枚入）	２２０円（税込　ただし助産の場合は２００円）
紙オムツ（大人用テープタイプ・M サイズ）	１袋（１枚入）	２２０円（税込　ただし助産の場合は２００円）
紙オムツ（大人用テープタイプ・L サイズ）	１袋（１枚入）	２２０円（税込　ただし助産の場合は２００円）
紙オムツ（子供用テープタイプ・Ｓサイズ）	１袋（２枚入）	１１０円（税込）
紙オムツ（子供用テープタイプ・Mサイズ）	１袋（２枚入）	２２０円（税込）
紙オムツ（子供用テープタイプ・Ｌサイズ）	１袋（２枚入）	２２０円（税込）
紙オムツ（子供用フラットタイプ・未熟児）	１袋（２４枚入）	１，６５０円（税込　ただし助産の場合は　１，５００円）
紙オムツ（子供用テープタイプ・未熟児　６Ｓ）	１袋（３２枚入）	１，２１０円（税込　ただし助産の場合は　１，１００円）
紙オムツ（子供用テープタイプ・未熟児　５Ｓ）	１袋（３２枚入）	１，２１０円（税込　ただし助産の場合は　１，１００円）
紙オムツ（子供用テープタイプ・未熟児　４Ｓ）	１袋（２０枚入）	７７０円（税込　ただし助産の場合は　７００円）
紙オムツ（子供用テープタイプ・新生児 3000g まで）	１袋（４０枚入）	６６０円（税込　ただし助産の場合は　６００円）
紙オムツ（子供用テープタイプ・新生児 5000g まで）	１袋（４０枚入）	６６０円（税込　ただし助産の場合は　６００円）
ガーゼねまき	１枚	３，１９０円（税込）
箱ティッシュ	１個	２２０円（税込　ただし助産の場合は　２００円）
リンスインシャンプー	１個	７７０円（税込　ただし助産の場合は　７００円）
ボディーソープ	１個	８８０円（税込　ただし助産の場合は　８００円）
マウスウォッシュ（ノンアルコール）	１個	７７０円（税込　ただし助産の場合は　７００円）
スポンジブラシ	１セット（１０本入）	６６０円（税込　ただし助産の場合は　６００円）
吸引付スポンジ歯ブラシ	１セット（１０本入）	２，８６０円（税込　ただし助産の場合は　２，６００円）
尿取りパッド男女兼用	１袋（３０枚入）	１，４３０円（税込　ただし助産の場合は　１，３００円）
おしりふき（子ども用）	１個	２２０円（税込　ただし助産の場合は　２００円）
おしりふき（大人用）	１個	６６０円（税込　ただし助産の場合は　６００円）
ウェットティッシュ	１個	３３０円（税込　ただし助産の場合は　３００円）
T 字帯	１枚	６６０円（税込　ただし助産の場合は　６００円）
哺乳瓶 耐熱ガラス製	１個	２，４２０円（税込　ただし助産の場合は　２，２００円）
哺乳瓶 ニップル	１個	８８０円（税込　ただし助産の場合は　８００円）
さく乳器	１台	１３，７５０円（税込　ただし助産の場合は　１２，５００円）
さく乳器用ポンプセットＭ	１個	９９０円（税込　ただし助産の場合は　９００円）
さく乳器用ポンプセットＬ	１個	９９０円（税込　ただし助産の場合は　９００円）
さく乳器用ボトル 80ml	１個	１１０円（税込　ただし助産の場合は　１００円）
さく乳器用ボトル 150ml	１個	２２０円（税込　ただし助産の場合は　２００円）
初乳採取サポートデバイス	１個	２２０円（税込　ただし助産の場合は　２００円）
初乳採取用シリンジ 2.5ml	１セット（５個入）	１１０円（税込　ただし助産の場合は　１００円）
初乳採取用シリンジ 5ml	１セット（５個入）	１１０円（税込　ただし助産の場合は　１００円）
初乳採取用シリンジ 10ml	１セット（５個入）	２２０円（税込　ただし助産の場合は　２００円）
おしゃぶり	１個	８８０円（税込　ただし助産の場合は　８００円）
ニップルシールドＳ	１袋（２個入）	１，９８０円（税込　ただし助産の場合は　１，８００円）
ニップルシールドＭ	１袋（２個入）	１，９８０円（税込　ただし助産の場合は　１，８００円）
ニップルシールドＬ	１袋（２個入）	１，９８０円（税込　ただし助産の場合は　１，８００円）
お産パット	１袋（５枚入）	３３０円（税込　ただし助産の場合は　３００円）

（６）　予防接種料　（令和８年３月１日）			
免疫不全状態等の症例に対するワクチン（本院治療患者で本院以外で当該予防接種が困難と本院医師が判断した場合に限る。）	乾燥弱毒生麻しんワクチン	１回につき	４，０７０円（税込）
	乾燥弱毒生風しんワクチン	１回につき	４，０７０円（税込）
	乾燥弱毒生水痘ワクチン	１回につき	６，０５０円（税込）
	乾燥弱毒生ムンプスワクチン	１回につき	４，０７０円（税込）
	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン	１回につき	９，０２０円（税込）
	肺炎球菌ワクチン（プレベナー20）	１回につき	１０，５６０円（税込）
	肺炎球菌ワクチン（キャップバックス）	１回につき	１３，７５０円（税込）
	ヘモフィルスインフルエンザ菌b型（Hib）ワクチン	１回につき	６，７１０円（税込）
	B型肝炎ワクチン（ビームゲン0.5ml）	１回につき	３，５２０円（税込）
	５種混合ワクチン（ゴービック水性懸濁注シリンジ）	１回につき	２１，２３０円（税込）
	ロタウイルスワクチン（ロタリックス）	１回につき	１２，９８０円（税込）
乾燥組み換え帯状疱疹ワクチン（シングリックス筋注用）		１回につき	２８，２７０円（税込）
RSVワクチン（アレックスビー筋注用）		１回につき	２８，９３０円（税込）
（アブリスボ筋注用）		１回につき	３４，５４０円（税込）

（７）　死後の処置に関する料金　（令和８年２月１日）			
エンゼルケア料		１回につき	１２，４３０円（税込）
エンゼルボックスＳ	１個	１，３２０円（税込　ただし助産の場合は　１，２００円）	
エンゼルボックスＭ	１個	２，４２０円（税込　ただし助産の場合は　２，２００円）	
エンゼルボックスＬ	１個	２，６４０円（税込　ただし助産の場合は　２，４００円）	
エンゼルボックスＬＬ	１個	５，７２０円（税込　ただし助産の場合は　５，２００円）	

（８）　保険診療のがん遺伝子パネル検査に係る料金　（令和６年６月１日）		
解析データ提供料	１回につき	４２，９００円（税込）

（９）　PAXMAN頭部冷却装置による頭皮冷却療法　（令和６年６月１日）		
頭皮冷却療法	１回につき	１４，３００円（税込）
冷却キャップ	１回につき	９１，０８０円（税込）

（１０）　口腔ケア用品　（令和７年８月１日）		
歯ブラシ（一般）	１本につき	２８６円（税込）
歯ブラシ（SPT期用）	１本につき	３７４円（税込）
歯ブラシ（口腔サイズ小さめ用）	１本につき	３９６円（税込）
歯ブラシ（子供用）	１本につき	２３１円（税込）
超軟毛歯ブラシ（滅菌）	１本につき	１３２円（税込）
超軟毛歯ブラシ（超薄型ヘッド）	１本につき	３８５円（税込）
口腔粘膜ケア用ブラシ（有歯顎患者用）	１本につき	２６４円（税込）
口腔粘膜ケア用ブラシ（無歯顎患者用）	１本につき	２８６円（税込）
舌ブラシ	１本につき	１，２１０円（税込）
保湿ジェル	１本につき	１，５４０円（税込）
口腔ケア用ジェル（薬用歯磨き）	１本につき	１，４３０円（税込）
義歯洗浄剤	１本につき	９２４円（税込）
義歯ブラシ	１本につき	３５２円（税込）
補助グリップ	１本につき	９３５円（税込）
ワンタフトブラシ（一般）	１本につき	３０８円（税込）
ワンタフトブラシ（インプラント用）	１本につき	２８６円（税込）
ワンタフトブラシ（毛足長め）	１本につき	２７５円（税込）
フロス（10本入）	１箱につき	５０６円（税込）
インプラント用クリーンブラシ（ラブリダバイオクリーン）	１本につき	５，１７０円（税込）
エラック620ES	１本につき	２５３円（税込）
DENT.Ex 歯間ブラシ1 箱（4 本入り）	１箱につき	５０６円（税込）
DENT.Ex ウルトラフロス 院内指導用	１本につき	５５円（税込）
リフレケアミスト50mL	１本につき	１，９８０円（税込）
オーソワックス	１個につき	２７５円（税込）

（１１）　薬剤に係るキャンセル料　（令和８年２月１８日）		
ルタテラ静注	１回につき	２，６０２，６６６円（税込）
プルヴィクト静注	１回につき	３，３２５，４１０円（税込）

（１２）　臓器搬送に係る費用（令和４年１０月１１日）		
臓器採取等を行う医師の派遣に係る費用及び臓器搬送に要した費用	１回につき	実費
臓器移植時のドナーに係る個室料金	１回につき	実費

（１３）　術後のケアに使用するサービスに係る料金（令和４年１０月１日）		
腹帯代(洗濯代を含む)	１枚につき	１，５４０円（税込）

（１４）　入院生活上のサービスに係る料金（令和５年１月１日）		
入院中設備利用料（テレビ・冷蔵庫等）	１日につき	５５０円（税込）

（１５）　松葉杖（令和５年４月１日）		
１本につき		２，５００円

（１６）　診察券再発行料（令和７年１０月１日）		
１枚につき		２２０円（税込）

（１７）　保険会社等との医師面談料（令和７年１０月１日）		
１回（３０分まで）につき		１１，０００円

３．患者の意思による自由診療（医科領域に係る診療）

＊ 税込でないもの

区分	算定単位	料金（円）
（１）　各種相談料		
セカンドオピニオン相談料		
相談料	１回につき	56,100
相談料（日本国籍を有さず、かつ、日本国内で有効な公的健康保険を有しない患者）	１回につき	132,110
病理診断料（相談料に対する加算額）	１回につき	9,790
病理診断料（相談料に対する加算額）（日本国籍を有さず、かつ、日本国内で有効な公的健康保険を有しない患者）	１回につき	29,370
遺伝子診療相談料		
初診	３０分につき	5,390
再診	１５分につき	2,750
女性のこころとからだの相談室		
医師カウンセリング料	３０分につき	5,500
医師カウンセリング料の加算額	３０分につき	5,500
助産師ケア料	３０分につき	2,200
助産師ケア料の加算額	３０分につき	2,200
女性ウェルネス外来		
初診	１回（５０分まで）につき	25,080
再診	１５分につき	5,720
心理療法外来料		
心理療法外来（２５分）	１回につき	2,200
心理療法外来（５０分）	１回につき	4,400
がん・生殖医療相談		
がん・遺伝子相談料	１回（３０分まで）につき	7,590
がん・生殖医療相談料の加算額	３０分につき	7,590
がんゲノム特別外来料	１回につき	58,630
妊娠と薬相談外来料	１回につき	11,000
１型糖尿病自己抗体スクリーニング外来		
初回	１回につき	11,110
フォローアップ外来 1 回目	１回につき	2,530
フォローアップ外来 2 回目以降	１回につき	8,580
経口ブドウ糖負荷試験	１回につき	2,200
（２）　各種検査料		
産科婦人科における各種検査料		
妊婦検診	１回につき	＊ 4,500
ノンストレステスト	１回につき	＊ 2,100
胎児超音波外来	１回につき	＊ 6,000
AMH（抗ミュラー管ホルモン）検査料	１回につき	8,690＊ 7,900
PGT-M		
解析料（検体数5個目まで）	１回につき	158,730
解析追加料（検体数6個目以降）	１個につき	14,300
セットアップ検査料	１回につき	434,720
セットアップ証明書	１通につき	14,300
STRマーカー検査の追加	１回につき	28,600
PGT-SR	１受精卵あたり	70,400
PGT-A	１受精卵あたり	67,540
クアトロテスト	１回につき	23,870
First Screen	１回につき	28,160
CMV-IgG Avidity	１回につき	65,340
トキソプラズマ-IgG Avidity	１回につき	65,340
子宮内膜組織診（CD138免疫染色あり）	１回につき	25,190
血液検査		
心身ケア・スタンダード	１回につき	12,870
心身ケア・ミニマム	１回につき	8,360
鉄動態	１回につき	6,930
亜鉛・銅	１回につき	3,740
ビタミンD	１回につき	3,410
ヘモグロビンAlc	１回につき	2,420
更年期ホルモン	１回につき	5,060
甲状腺系ホルモン	１回につき	5,830
月経不順ホルモン	１回につき	10,230
骨代謝チェック	１回につき	7,920
関節痛チェック	１回につき	7,040
頸動脈エコー	１回につき	3,850
骨密度検査	１回につき	4,950
オリゴスキャン	１回につき	18,810
呼吸器疾患検査料		
アスペルギルス抗体（オクタロニー法）	１回につき	3,410
寄生虫抗体スクリーニング検査	１回につき	6,710
寄生虫症免疫診断検査	１回につき	7,700
シロリムス	１回につき	7,700
Immuno　CAP　IgG（ハト、セキセイインコ）	１回につき	13,640
Immuno　CAP　IgG（アスペルギルス）	１回につき	2,750
抗GM－CSF抗体	１回につき	71,060
HLA－DRB1、DQB1	１回につき	33,880
B型肝炎訴訟に係る検査料		
HBV分子系統解析検査	１回につき	32,230
HBVサブジェノタイプ判定検査	１回につき	40,040
遺伝子検査料		
ALDH2E487K	１回につき	9,240
常染色体優性多発性嚢胞腎遺伝子検査	１回につき	74,030
常染色体劣性多発性嚢胞腎遺伝子検査	１回につき	52,470
副腎疾患遺伝子検査	１回につき	66,770
成長障害遺伝子検査	１回につき	66,770
46,XY 性分化疾患遺伝子検査	１回につき	66,770
性成熟疾患遺伝子検査	１回につき	66,770
下垂体機能障害遺伝子検査	１回につき	66,770
糖尿病遺伝子検査	１回につき	66,770
尿細管性電解質異常症遺伝子検査	１回につき	74,030
骨端異形成症遺伝子検査	１回につき	66,770
骨形成不全症遺伝子検査	１回につき	66,770
sanger法による単一エクソン解析		
解析対象 1 カ所の場合（採血にて採取した場合）	１回につき	24,090
解析対象 1 カ所の場合（スワブにて採取した場合）	１回につき	31,460
解析対象 2 カ所の場合（採血にて採取した場合）	１回につき	39,820
解析対象 2 カ所の場合（スワブにて採取した場合）	１回につき	55,660
解析対象 3 カ所の場合（採血にて採取した場合）	１回につき	55,550
解析対象 3 カ所の場合（スワブにて採取した場合）	１回につき	79,860
解析対象 4 カ所の場合（採血にて採取した場合）	１回につき	71,280
解析対象 4 カ所の場合（スワブにて採取した場合）	１回につき	104,060
解析対象 5 カ所の場合（採血にて採取した場合）	１回につき	87,010
解析対象 5 カ所の場合（スワブにて採取した場合）	１回につき	128,150

＊ 税込でないもの

区分	算定単位	料金（円）
ピルビン酸脱水素酵複合体欠損症遺伝子検査	１回につき	66,770
アルカプトン尿症遺伝子検査	１回につき	52,470
稀な骨粗鬆症遺伝子検査	１回につき	66,770
X 連鎖性遺伝性水頭症遺伝子検査	１回につき	52,470
遺伝性低リン血症性くる病遺伝子検査	１回につき	66,770
遺伝性副甲状腺機能亢進症遺伝子検査	１回につき	66,770
レッシュ・ナイハン症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
流死産絨毛・胎児組織（POC）　Reveal　SNP マイクロアレイ	１回につき	130,240
出生前診断　Reveal　SNP マイクロアレイ	１回につき	201,740
q-PCR（SNP への追加検査のみ）	１回につき	44,440
がん関連遺伝子のシングルサイト解析		
解析対象 1 カ所の場合（採血にて採取した場合）	１回につき	16,940
解析対象 1 カ所の場合（スワブにて採取した場合）	１回につき	24,310
解析対象 2 カ所の場合（採血にて採取した場合）	１回につき	21,230
解析対象 2 カ所の場合（スワブにて採取した場合）	１回につき	37,070
解析対象 3 カ所の場合（採血にて採取した場合）	１回につき	25,520
解析対象 3 カ所の場合（スワブにて採取した場合）	１回につき	49,830
解析対象 4 カ所の場合（採血にて採取した場合）	１回につき	29,810
解析対象 4 カ所の場合（スワブにて採取した場合）	１回につき	62,590
解析対象 5 カ所の場合（採血にて採取した場合）	１回につき	34,100
解析対象 5 カ所の場合（スワブにて採取した場合）	１回につき	75,240
微細欠失 FISH（分子細胞遺伝学的検査）	１回につき	59,620
羊水染色体分析（迅速）（Rapid FISH）	１回につき	101,640
羊水染色体分析	１回につき	84,340
絨毛染色体検査（POC）		54,670
流産内容物NGS染色体検査（単胎）	１回につき	47,300
クリスタリン網膜症遺伝子検査	１回につき	52,470
Cantu症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
血友病遺伝子検査	１回につき	52,470
反復発作性運動失調症遺伝子検査	１回につき	52,470
家族性片麻痺性片頭痛遺伝子検査	１回につき	52,470
グルコース-6-リン酸脱水素酵素欠乏症遺伝子検査	１回につき	52,470
レット症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
BHD症候群遺伝子検査	１回につき	52,580
Dubin-Johnson症候群及びRotor症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
遺伝性腫瘍関連遺伝学的検査		
シングルサイト1サイト	１回につき	45,430
シングルサイト2サイト	１回につき	66,880
シングルサイト3サイト	１回につき	88,330
卵巣機能不全症遺伝子検査	１回につき	66,770
遺伝性肺高血圧症遺伝子検査	１回につき	66,770
孔脳症・裂脳症遺伝子検査	１回につき	52,470
APRT欠損症遺伝子検査	１回につき	52,580
カムラティ・エンゲルマン症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
遺伝性副甲状腺機能低下症遺伝子検査	１回につき	66,770
Stickler症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
メイ・ヘグリン異常症遺伝子検査	１回につき	52,470
無虹彩症遺伝子検査	１回につき	52,470
肢先端脳梁症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
Nager症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
シュプリンツェン-ゴールドバーグ症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
低汗性外胚葉形成不全症遺伝子検査	１回につき	52,470
3-ヒドロキシ-3-メチルグルタリルCoA合成酵素欠損症遺伝子検査	１回につき	52,470
単一遺伝子疾患の出生前遺伝学的検査		
セットアップ検査	１回につき	90,200
本検査	１回につき	115,940
家族性若年性高尿酸血症性腎症遺伝子検査	１回につき	52,470
骨パジェット病遺伝子検査	１回につき	52,470
ワールデンブルグ症候群遺伝子検査	１回につき	66,770
軟骨毛髪低形成症遺伝子検査	１回につき	52,470
コケイン症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
ゼーツレコッツェン症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
パリスターホール症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
トリーチャーコリンズ症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
DYM遺伝子検査	１回につき	52,470
遺伝性平滑筋腫症及び腎細胞癌症候群遺伝子検査	１回につき	52,580
コーエン症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
PLA2G6関連神経変性症遺伝子検査	１回につき	52,470
混合性マロン酸およびメチルマロン酸尿症遺伝子検査	１回につき	52,470
先天性腎尿路異常遺伝子検査	１回につき	66,770
エリス・ファンクレフェルト症候群遺伝子検査	１回につき	52,580
屈曲肢異形成症遺伝子検査	１回につき	52,470
遺伝性ヘモクロマトーシス遺伝子検査	１回につき	52,580
ヘルマンスキー・パドラック症候群遺伝子検査	１回につき	66,770
進行性骨化性線維異形成症遺伝子検査	１回につき	52,470
先天性甲状腺機能低下症遺伝子検査	１回につき	66,770
常染色体優性尿細管間質性腎疾患遺伝子検査	１回につき	54,340
基底細胞母斑症候群（ゴーリン症候群）遺伝子検査		
1遺伝子から5遺伝子	１回につき	52,470
ジュベール症候群遺伝子検査	１回につき	66,770
多発性軟骨性外骨腫症遺伝子検査	１回につき	52,470
ウィーデマン・スタイナー症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
先天性フィブリノーゲン欠損症遺伝子検査	１回につき	52,470
MICPCH症候群（CASK異常症）遺伝子検査	１回につき	52,470
βサラセミア遺伝子検査	１回につき	52,470
クラリーノ症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
バルデー・ビードル症候群遺伝子検査	１回につき	66,770
骨関連シリオパチー遺伝子検査	１回につき	66,770
Renal tubular dysgenesis遺伝子検査	１回につき	52,470
ハートナップ病遺伝子検査	１回につき	52,470
ラーセン症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
フルクトース-1,6-ビスホスファターゼ欠損症遺伝子検査	１回につき	52,470
ウェルナー症候群遺伝子検査	１回につき	66,770

３．患者の意思による自由診療（医科領域に係る診療）

＊ 税込でないもの

区分	算定単位	料金（円）
HLA型判定（A,B Locus）	１回につき	19,580
HLA型判定（DR Locus）	１回につき	19,580
HLA遺伝子型判定（A Locus）	１回につき	28,160
HLA遺伝子型判定（B Locus）	１回につき	28,160
HLA遺伝子型判定（C Locus）	１回につき	28,160
HLA遺伝子型判定（DRB1）	１回につき	28,160
HLA遺伝子型判定（DQA1）	１回につき	28,160
HLA遺伝子型判定（DQB1）	１回につき	28,160
HLA遺伝子型判定（DPB1）	１回につき	28,160
出生前遺伝学的検査（NIPT）	１回につき	79,860
腎性低尿酸血症遺伝子検査	１回につき	52,470
遺伝性ブチリルコリンエステラーゼ欠損症遺伝子検査	１回につき	52,470
過成長症候群遺伝子検査	１回につき	66,770
Holt-Oram症候群遺伝子検査	１回につき	66,770
先天性中枢性低換気症候群遺伝子検査	１回につき	59,620
先天性中枢性定換気症候群遺伝子検査（リピート解析およびシークエンス解析で変異が同定されない場合）	１回につき	58,080
ガラクトース血症遺伝子検査	１回につき	52,470
先天性全身性脂肪萎縮症遺伝子検査	１回につき	52,470
睡眠関連過運動てんかん遺伝子検査	１回につき	66,770
先天性側弯・脊椎肋骨異骨症遺伝子検査	１回につき	66,770
DICER1 症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
ロビノウ症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
近位指節癒合症遺伝子検査	１回につき	52,470
DDX3X関連神経発達異常症遺伝子検査	１回につき	52,470
PURA関連神経発達異常症遺伝子検査	１回につき	52,470
GRIN2B 関連神経発達異常症遺伝子検査	１回につき	52,470
ASXL異常症遺伝子検査	１回につき	52,470
進行性白質脳症遺伝子検査	１回につき	66,770
家族性大動脈弁上狭窄症遺伝子検査	１回につき	52,470
SHOX異常症 MLPA	１回につき	61,050
先天性副腎過形成症 MLPA	１回につき	61,050
Y染色体微細欠失 MLPA	１回につき	61,050
シルバー・ラッセル症候群 MS-MLPA	１回につき	73,920
ベックウィズ・ビーデマン症候群 MS-MLPA	１回につき	73,920
テンプル症候群 MS-MLPA	１回につき	66,990
新生児一過性糖尿病 MS-MLPA	１回につき	73,920
偽性副甲状腺機能低下症 MS-MLPA	１回につき	73,920
ヒトインプリンティング疾患スクリーニングMS-MLPA	１回につき	73,920
原発性脂質異常症（14疾患）遺伝子解析	１回につき	65,340
出生前絨毛染色体分析	１回につき	87,340
Raynaud-Claes症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
膿疱性乾癬遺伝子検査	１回につき	52,470
Dent病/Lowe 症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
遺伝性尿細管性アシドーシス遺伝子検査	１回につき	52,470
巨脳症-毛細血管奇形症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
シスチン尿症遺伝子検査	１回につき	52,470
小児四肢疼痛発作症遺伝子検査	１回につき	52,470
先天性乏毛症・縮毛症遺伝子検査	１回につき	52,470
骨溶解症遺伝子検査	１回につき	66,770
MaterniT21 PLUS	１回につき	95,370
羊水染色体（LABCORP）	１回につき	87,340
眼歯指異形成症遺伝子検査	１回につき	52,470
遺伝性血小板異常症遺伝子検査	１回につき	66,770
皮質下嚢胞をもつ大頭型白質脳症遺伝子検査	１回につき	52,470
エメリー・ドレイフス型筋ジストロフィー遺伝子検査	１回につき	66,770
偽性副甲状腺機能低下症遺伝子検査	１回につき	52,470
先天性鉄剤不応性鉄欠乏性貧血遺伝子検査	１回につき	52,470
ケラチン症性魚鱗癬遺伝子検査	１回につき	52,470
道化師様魚鱗癬遺伝子検査	１回につき	52,470
常染色体潜性遺伝性魚鱗癬遺伝子検査	１回につき	66,770
魚鱗癬症候群遺伝子検査	１回につき	66,770
褐色細胞腫・パラガングリオーマ遺伝子検査	１回につき	66,770
高チロシン血症遺伝子検査	１回につき	52,470
脊髄小脳変性症 SCA1 ATXN1 解析	１回につき	16,720
脊髄小脳変性症 SCA2 ATXN2 解析	１回につき	16,720
脊髄小脳変性症 SCA3 ATXN3 解析（MJD）	１回につき	16,720
脊髄小脳変性症 SCA6 CACNA1A 解析	１回につき	16,720
脊髄小脳変性症 DRPLA ATN1 解析	１回につき	16,720
羊水細胞染色体検査	１回につき	75,900
FISH+羊水細胞染色体検査	１回につき	111,650
絨毛細胞染色体検査	１回につき	83,050
FISH+絨毛細胞染色体検査	１回につき	118,800
滑脳症遺伝子検査	１回につき	73,920
掌蹠角化症遺伝子検査	１回につき	52,470
先天性爪甲肥厚症遺伝子検査	１回につき	73,920
遺伝性球状赤血球症遺伝子検査	１回につき	52,470
第XIII 因子欠乏症遺伝子検査	１回につき	52,470
マリネスコ・シェーグレン症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
悪性高熱症遺伝子検査	１回につき	52,470
ILNEB 症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
家族性偽高カリウム血症遺伝子検査	１回につき	52,470
インプリンティング疾患解析パネル遺伝子検査	１回につき	66,770
原発性萌出不全遺伝子検査	１回につき	52,470
Li-Fraumeni 症候群遺伝子検査	１回につき	34,870
Von Hippel-Lindau 病遺伝子検査	１回につき	34,870
遺伝性パラガングリオーマ遺伝子検査	１回につき	80,410
脳室周囲結節状（結節性）異所性灰白質（PVNH）遺伝子検査	１回につき	34,870
毛細血管拡張性小脳失調症遺伝子検査	１回につき	34,870
オン・デマンド遺伝子検査	１回につき	
1 遺伝子	１回につき	41,360
2 遺伝子	１回につき	47,850
3 遺伝子	１回につき	54,340
4 遺伝子	１回につき	60,830
5 遺伝子	１回につき	67,320
シングルポイント検査	１回につき	21,890

＊ 税込でないもの

区分	算定単位	料金（円）
拡張型心筋症遺伝子検査	１回につき	74,030
不整脈原性右室心筋症（ARVC）遺伝子検査	１回につき	74,030
Brugada 症候群遺伝子検査	１回につき	74,030
カテコラミン誘発性多形性心室頻拍（CPVT）遺伝子検査	１回につき	74,030
QT 短縮症候群遺伝子検査	１回につき	74,030
心房細動・徐脈性不整脈疾患遺伝子検査	１回につき	74,030
Cowden 症候群遺伝子検査	１回につき	57,860
びまん性胃がん遺伝子検査	１回につき	57,860
若年性ポリポーシス症候群遺伝子検査	１回につき	57,860
アップショー・シュールマン症候群遺伝子検査	１回につき	52,470
バーター・ギッテルマン症候群遺伝子検査	１回につき	73,920
変動性・対称性紅斑角皮症遺伝子検査	１回につき	66,770
クリッペル・ファイル症候群遺伝子検査	１回につき	66,770
脊椎骨端異形成症遺伝子検査	１回につき	66,770
神経発達障害症候群遺伝子検査	１回につき	66,770
原発性小頭症遺伝子検査	１回につき	66,770
VHLスクリーニング	１回につき	116,820
APOE Alzheimer's Disease Risk	１回につき	38,170
家族性アルドステロン症遺伝子検査	１回につき	66,770
先天性胆汁酸代謝異常症遺伝子検査	１回につき	66,770
掌蹠角化症（鑑別診断を含む包括的検査）遺伝子検査	１回につき	81,070
Peutz-Jeghers 症候群遺伝子検査	１回につき	57,860
α1 アンチトリプシン欠乏症遺伝子検査	１回につき	57,860
骨髄異形成症候群/急性骨髄性白血病遺伝子検査	１回につき	57,860
Targeted Variant Analysis（1 variant）	１回につき	45,320
Targeted Variant Analysis（2 variants）	１回につき	66,770
Targeted Variant Analysis（3 variants）	１回につき	88,220
POLE 遺伝子解析（子宮体癌）	１回につき	70,180
Brooke-Spiegler 症候群、多発性円柱腫及び多発性毛包上皮腫遺伝子検査	１回につき	52,580
Diamond-Blackfan 貧血遺伝子検査	１回につき	58,080
IKBKG 遺伝子検査		
基本検査	１回につき	102,630
追加検査	１回につき	71,500
全前脳胞症遺伝子検査	１回につき	66,880
TP53スクリーニング（正常組織追加検査を含む）	１回につき	116,930
Invitae Hereditary Colorectal Cancer Guidelines-Based Panel	１回につき	109,890
Invitae Hereditary Breast and Gyn Cancer Guidelines-Based Panel	１回につき	109,780
Invitae Hereditary Myelodysplastic Syndrome/Leukemia Panel	１回につき	145,530
Invitae Microphthalmia, Anophthalmia, Coloboma（MAC）and Anterior Segment Dysgenesis Panel	１回につき	202,730
Invitae Connective Tissue Disorders Panel	１回につき	202,730
エクソーム解析	１回につき	189,310
APC スクリーニング	１回につき	116,930
MMR スクリーニング	１回につき	159,830
家族性海綿状血管腫遺伝子検査	１回につき	52,580
遠位関節拘縮症遺伝子検査	１回につき	66,800
頬粘膜スワブ検体を用いたシングルサイト解析（サンガーシークエンス）	１回につき	33,000
Axen MGPT Standard	１回につき	124,190
Axen MGPT Master	１回につき	131,340
血色素異常症検査（スクリーニング）	１回につき	31,240
血色素異常症検査（遺伝子検査）	１回につき	35,530
ReNU症候群遺伝子検査	１回につき	52,690
肺胞微石症遺伝子検査	１回につき	52,690
RASA1関連疾患遺伝子検査	１回につき	52,690
乳児全身性動脈石灰化症（GACI)遺伝子検査	１回につき	2,640
先天性溶血性貧血遺伝子検査	１回につき	131,340
家族性腫瘍パネル検査		
遺伝性腫瘍多遺伝子パネル検査		
Multi Cancer Panel（71 gene）	１回につき	124,190
Common Hereditary Cancer Panel（49 gene）	１回につき	124,190
Family Variant Test	１回につき	31,130
Guardant-360LDT がん遺伝子検査		
初回	１回につき	591,900
２回目以降	１回につき	439,340
PAM50　遺伝子アッセイ	１回につき	572,200
68Ga-DOTATOC-PET/CT検査	１回につき	179,740
68Ga-PSMA-11-PET/CT検査	１回につき	283,470
68Ga-PSMA-11-PET/MR検査	１回につき	336,820
68Ga-PSMA-11-PET/CT+MR検査	１回につき	378,950
リンパ球クロスマッチ検査		
検査料	１回につき	35,200
検査料（緊急性があると医師が判断した場合）	１回につき	60,390
HLAタイピング検査	１回につき	63,140
BKウィルス-PCR検査	１回につき	33,330
（３）　各種処置及び手術料		
分娩に係る料金		
分娩介助料	１児につき	＊ 250,000
分娩介助料の時間外加算額	１児につき	＊ 50,000
分娩介助料の深夜加算額	１児につき	＊ 75,000
産科医療補償制度掛金	１児につき	＊ 12,000
プロウペス膣用剤10mg	１回につき	＊ 23,400
硬膜外麻酔を用いた和痛分娩料	１回につき	＊ 162,300
新生児及び乳児に係る検診及び入院		
新生児管理保育料	１日につき	＊ 9,100
乳児管理保育料	１日につき	1,210
先天性代謝異常検査		
採血・指導料	１回につき	＊ 3,500

３．患者の意思による自由診療（医科領域に係る診療）

＊ 税込でないもの

区分	算定単位	料金（円）
新生児聴覚スクリーニング検査料	１回につき	＊ 8,000
拡大新生児マススクリーニング検査	１回につき	16,720
サイトメガロウイルススクリーニング検査	１回につき	7,700
乳児健康診査	１回につき	6,050 ＊ 5,500
乳房マッサージ料	１回につき	3,300 ＊ 3,000
産科婦人科における各種処置及び手術料		
子宮内リング挿入		
薬剤なし	１回につき	24,750
薬剤あり	１回につき	39,050
子宮内リング抜去	１回につき	8,800
人工授精料	１回につき	11,000
ヒト体外受精胚移植法料		
卵採取術	１回につき	65,560
卵培養術		
媒精法	１回につき	53,460
顕微授精法		
卵子1個から4個	１回につき	72,820
卵子5個から8個	１回につき	88,770
卵子9個から12個	１回につき	106,260
卵子凍結術（がん等生殖医療によるものに限る。１年目の凍結保存料及び融解料を含む。）		
1 個から4 個	１回につき	36,850
5 個から8 個	１回につき	66,550
9 個から12 個	１回につき	98,340
卵子凍結保存更新料（がん等生殖医療によるものに限る。）	１年につき	13,300
胚凍結術（１年目の凍結保存料及び融解料を含む。）		
1 個から4 個	１回につき	36,850
5 個から8 個	１回につき	66,550
9 個から12 個	１回につき	98,340
胚凍結保存更新料（がん等生殖医療によるものに限る。）	１年につき	13,300
胚移植術	１回につき	63,360
卵巣組織採取術（がん等生殖医療によるものに限る。）	１回につき	550,000
卵巣組織凍結術（がん等生殖医療によるものに限る。１年目の凍結保存料を含む。）	１回につき	181,830
卵巣組織凍結保存更新料（がん等生殖医療によるものに限る。）	１年につき	13,300
卵巣組織融解（がん等生殖医療によるものに限る。）	１回につき	181,830
卵巣組織自家移植術（がん等生殖医療によるものに限る。）	１回につき	550,000
精子凍結術（１年目の凍結保存料を含む。）	１回につき	21,120
精子凍結保存更新料	１年につき	13,300
AH（アシステッドハッチング）	１回につき	21,340
液体窒素タンク貸出料	１回につき	27,830
リンパ浮腫施術料		
リンパドレナージュ　上肢片側	１回につき	4,950
リンパドレナージュ　上肢両側	１回につき	6,600
リンパドレナージュ　下肢片側	１回につき	6,600
リンパドレナージュ　下肢両側	１回につき	9,900
バンテージ（多層包帯）上肢片側	１回につき	1,650
バンテージ（多層包帯）上肢両側	１回につき	3,300
バンテージ（多層包帯）下肢片側	１回につき	3,300
バンテージ（多層包帯）下肢両側	１回につき	4,950
傍大動脈リンパ節郭清を含む子宮内膜癌に対する腹腔鏡下手術	１回につき	772,200
リスク低減乳房切除術		
両側リスク低減乳房切除	１回につき	552,420
両側リスク低減乳頭乳輪温存乳房切除	１回につき	718,080
片側リスク低減乳房切除（対側乳がん既切除）	１回につき	445,830
片側リスク低減乳頭乳輪温存乳房切除（対側乳がん既切除）	１回につき	535,480
乳がん片側乳房切除（センチネルリンパ節生検）及び対側リスク低減乳房切除	１回につき	870,100
乳がん片側乳房切除（腋窩郭清伴うもの）及び対側リスク低減乳房切除	１回につき	1,033,230
乳がん片側乳頭乳輪温存乳房切除（センチネルリンパ節生検）及び対側リスク低減乳頭乳輪温存乳房切除	１回につき	1,017,940
乳がん片側乳頭乳輪温存乳房切除（腋窩郭清伴うもの）及び対側リスク低減乳頭乳輪温存乳房切除	１回につき	1,188,770
乳房再建術		
乳房同時再建術（片側）		
組織拡張器によるもの	１回につき	340,230
ゲル人工乳房によるもの	１回につき	412,170
自家再建によるもの	１回につき	1,033,780
乳房同時再建術（両側）		
組織拡張器によるもの	１回につき	559,790
ゲル人工乳房によるもの	１回につき	703,670
自家再建によるもの	１回につき	1,077,780
乳房再建術については、リスク低減乳房予防切除術及び乳房再建術の各料金の合計額を請求する。		
曝露後予防としての抗レトロウイルス療法（PEP）		
初診外来	１回につき	21,780
再診外来	１回につき	6,050
時間外加算額	１回につき	5,280
薬剤費（外来処方日数加算）	１回につき	8,690
薬剤費（外来処方日数加算）については、外来処方日数加算の合計額を請求する。		

＊ 税込でないもの

区分	算定単位	料金（円）
形成外科領域における各種処置及び手術料		
病的状態に対する軟膏治療		
ハイドロキノン軟膏 5ｇ	１回につき	2,350
レーザー治療（病的状態）		
脱毛レーザー照射		
10㎠未満	１回につき	2,200
10㎠以上20㎠未満	１回につき	3,850
20㎠以上	１回につき	5,500
母斑・ほくろに対するレーザー照射		
10㎠未満	１回につき	2,200
10㎠以上20㎠未満	１回につき	3,850
20㎠以上	１回につき	5,500
傷跡に対するレーザー照射		
10㎠未満	１回につき	2,200
10㎠以上20㎠未満	１回につき	3,850
20㎠以上	１回につき	5,500
レーザー治療（病的状態以外）		
脱毛レーザー照射		
10㎠未満	１回につき	3,850
10㎠以上20㎠未満	１回につき	5,500
20㎠以上	１回につき	7,150
色素斑に対するレーザー照射		
10㎠未満	１回につき	3,850
10㎠以上20㎠未満	１回につき	5,500
20㎠以上	１回につき	7,150
重度ざ瘡に対するレーザー照射		
10㎠未満	１回につき	3,850
10㎠以上20㎠未満	１回につき	5,500
20㎠以上	１回につき	7,150
レーザー治療後のケアに使用する軟膏等（本院でのレーザー治療後に限る。）		
リンデロンVG軟膏 5g	１本につき	220
ゲンタマイシン硫酸塩軟膏 10ｇ	１本につき	220
オフロキサシン眼軟膏 3.5ｇ	１本につき	330
創傷被覆材	１枚につき	220
頭蓋形状誘導ヘルメット治療		
初回（初診、再診1回目から6回目、ヘルメット製作、ヘルメット製作に係る検査を含む）	１回につき	456,500
追加（再診7回目以降）	１回につき	3,410
円形脱毛症に対する局所免疫療法		
SADBE療法	１回につき	2,640
DPCP療法	１回につき	2,970
難治性不妊症患者に対する自己末梢血リンパ球を用いた免疫療法		
自己末梢血リンパ球を用いた免疫療法	１回につき	119,130
細胞精製の結果に起因する中止の場合	１回につき	59,070
内視鏡下手術用ロボット支援を含む入院料		
ロボット支援腹腔鏡下尿路再建術	１回につき	1,320,000
ロボット支援下卵巣悪性腫瘍（卵巣癌、卵管癌、腹膜癌、境界悪性腫瘍）手術	１回につき	1,538,130
ロボット支援子宮体癌根治術	１回につき	1,587,080
顆粒球採取	１回につき	184,910
陥入爪ワイヤー治療		
陥入爪治療料	１指につき	6,820
陥入爪用ワイヤー	１本につき	4,180

４．患者の意思による自由診療（歯科領域に係る診療）

＊ 税込でないもの

区分	算定単位	料金（円）
（１）　保存料関連		
歯冠修復（装着料、装着材料料、管理料含む）		
メタルインレー・アンレー（白金加金、金合金、チタン）	１歯につき	55,000
ポーセレンインレー・アンレー	１歯につき	44,000
ハイブリッドセラミックインレー・アンレー	１歯につき	33,000
特殊レジンを用いた修復（単純）	１歯につき	11,000
特殊レジンを用いた修復（複雑）	１歯につき	16,500
レジンベニア（間接法）	１歯につき	21,670
歯周組織再生・審美手術（術前術後管理料含む）		
組織再生誘導法メンブレン設置手術　（除去手術料含む）	メンブレン１枚につき	71,500
エムドゲイン投与手術	１手術・１材料につき	55,000
手術に伴う投薬料は１０割負担分を請求する。		
病的移動歯の復位処置		
床装置によるもの	1装置につき	40,260
ダイレクトボンディング装置によるもの	片顎につき	50,160
歯の挺出		
磁性アタッチメントによるもの	１歯につき	66,000
その他の材料等（接着性レジン、エラスティックゴム等）によるもの	１歯につき	11,000
検査		
細菌検査（ペリオチェック）	１サンプルにつき	2,200
細菌検査（PCR法）	１歯１菌種につき	3,300
歯周病原性菌血清抗体価検査	１回１菌種につき	2,200
リンパ球膜抗原検査	１回１分子につき	2,200
歯周病リスク遺伝子型検査	１回１遺伝子につき	11,000
口臭検査料（ガスクロ使用）	１回につき	5,500
口臭検査料（その他）	１回につき	2,200
う蝕リスク検査（唾液緩衝能測定器等）	１回につき	4,950
予防処置		
機械的歯面清掃（歯面清掃当日の口腔保健指導含む）	１口腔につき	5,500
口腔保健指導	１回につき	2,200
フッ化物塗布等	１口腔につき	2,200
審美		
歯の漂白	１歯につき	7,700
歯の漂白（ホームブリーチ） 診断料、1週間分の薬剤料含む	１口腔につき	40,810
歯の漂白（ホームブリーチ）　延長料 １週間分の薬剤料、観察料含む	１口腔につき	5,500
ホームブリーチ3DS用トレー	１個につき	5,500
（２）　床義歯関連		
部分床義歯（バー・クラスプ・レスト込み）		
コバルトクロム床（本体）	１床につき	（200,000＋5,000×歯数）×1.10
コバルトクロム床（歯数のみ）	１歯につき	5,500
コバルトクロム床の白金加金クラスプ追加	１個につき	（25,000×歯数）×1.10
貴金属床（白金加金と金合金）本体	１床につき	（260,000＋10,000×歯数）×1.10
貴金属床（白金加金と金合金）歯数のみ	１歯につき	11,000
チタン床本体	１床につき	（200,000＋7,000×歯数）×1.10
チタン床（歯数のみ）	１歯につき	7,700
特殊義歯（本体）	１床につき	（100,000＋4,000×歯数）×1.10
特殊義歯（歯数のみ）	１歯につき	4,400
アタッチメント類の追加料金（設計料込み）		
アタッチメント類の追加料金（マグネット、ボールアタッチメント含む）	１歯につき	66,000
コーヌス内冠	１歯につき	88,000
コーヌス外冠 レジン前装含む	１歯につき	110,000
全部床義歯		
コバルトクロム床	１床につき	264,000
貴金属床（白金加金と金合金）	１床につき	440,000
チタン床	１床につき	308,000
特殊義歯	１床につき	198,000
人工歯 追加料金		
金属歯	１歯につき	22,000
仮義歯（本体のみ）	１床につき	（70,000＋5,000×歯数）×1.10
仮義歯（歯数のみ）	１歯につき	5,500
床義歯修理料	１床につき	装置料の50％
（３）　スプリント関連		
金属スプリント	１顎につき	220,000
私費スプリント調整料	１来院につき	5,500
（４）　スポーツ歯科関連		
マウスガード（単層）	１顎につき	5,500
マウスガード（複層）	１顎につき	11,000
マウスガード（ロストワックス法）	１顎につき	22,000
フェイスガード	１個につき	33,000
（５）　クラウン・ブリッジ関連		
クラウン（可撤性オンレーを含む）		
チタンクラウン	１歯につき	77,000
貴金属クラウン	１歯につき	82,500
ハイブリッドレジン前装冠（金属冠）　ポストクラウン含む	１歯につき	88,000
ハイブリッドジャケットCr 金属不使用	１歯につき	71,500
メタルボンドCr（貴金属，チタンとも）	１歯につき	110,000
ポンティック（金属）	１歯につき	66,000
ポンティック（前装）	１歯につき	99,000
オールセラミックCr	１歯につき	110,000
オールセラミック橋体	１歯につき	99,000
ハイブリッド橋体	１歯につき	66,000

＊ 税込でないもの

区分	算定単位	料金（円）
プロビショナルレストレーション	１歯につき	2,200
根面キャップ	１歯につき	22,000
ラミネートベニア	１歯につき	71,500
（６）　口腔外科関連		
便宜抜歯（術前術後管理料含む）		
前歯	１歯につき	2,200
臼歯	１歯につき	3,850
難抜歯	１歯につき	6,600
埋伏歯	１歯につき	16,500
下顎完全埋伏智歯（骨性）	１歯につき	22,000
下顎水平埋伏智歯	１歯につき	22,000
手術に伴う投薬料は１０割負担分を請求する。		
小手術関連（術前術後管理料含む）		
歯牙移植	１歯につき	33,000
歯牙移植に関わる治療・管理・予後の判定	１歯につき	22,000
上顎洞底挙上術（口腔内片側）	１歯につき	82,500
上顎洞底挙上術（口腔内両側）	１歯につき	165,000
上顎洞底挙上術（口腔外両側）	１歯につき	220,000
矯正用アンカープレートインプラント埋入術	１枚につき	55,000
矯正用アンカープレートインプラント除去料	１歯につき	11,000
矯正用アンカースクリューインプラント埋入術	１回につき	38,060
矯正用アンカースクリューインプラント除去料	１歯につき	5,500
手術に伴う投薬料は１０割負担分を請求する。		
補綴関連		
発音嚥下補助装置用金属床	１床につき	176,000
発音嚥下補助装置の付加料	１床につき	28,600
発音嚥下補助装置調整料	１床につき	4,400
ホッツ床	１床につき	16,500
理学療法関連		
温熱療法（近赤外線）	１回につき	440
検査関連		
感覚検査料	１回につき	660
（７）　小児歯科関連		
保隙・咬合誘導の定期観察		
口腔内検査のみの場合	１回につき	2,200
口腔内検査以外の検査を含む場合	１回につき	4,950
家庭管理料	１回につき	4,456
保隙		
保隙　検査料	１回につき	9,350
保隙　診断料	１回につき	7,700
保隙装置料　可撤式（片顎）	１装置につき	27,500
保隙装置料　接着による固定式	１装置につき	11,000
保隙装置料　バンドループ	１装置につき	11,000
保隙装置料　クラウン・ループ	１装置につき	14,300
保隙装置料　クラウン・ディスタル・シュー	１装置につき	22,000
保隙装置料　リンガルアーチ型	１装置につき	22,000
保隙　調節料　単純（チェアサイドでの調整）	１回につき	2,200
保隙　調節料　複雑（装置を預かる場合）	１回につき	5,500
咬合誘導		
咬合誘導　相談料	１回につき	5,500
咬合誘導　検査料	１回につき	11,000
咬合誘導　機能検査料	１回につき	11,000
咬合誘導　診断料	１回につき	19,800
咬合誘導　装置料　単純	１装置につき	28,600
咬合誘導　装置料　複雑	１装置につき	44,000
咬合誘導　装置料　保定	１装置につき	17,600
咬合誘導　調節料	１回につき	5,500
咬合誘導　観察料	１回につき	3,300
（８）　麻酔関連		
麻酔科診断料	１回につき	3,850
インプラント手術管理料	１歯につき	22,000
表面電極通電療法	１回につき	6,050
音楽療法	１回につき	1,430
ソフトレーザー照射	１回につき	1,650
イオントフォレーシス	１回につき	3,520
（９）　放射線科関連		
CT画像再構築処理	１回につき	3,300
小照射野CT:3DX	１部位につき	5,500
顎関節撮影　シュラー氏法（4画像）	１回につき	4,730
パノラマ撮影	１枚につき	5,610
頭部X線規格撮影	１枚につき	5,060
デンタル撮影	１枚につき	704
手根骨撮影	１枚につき	1,870
（１０）　歯科矯正関連		
相談料及び検査料他		
相談料	１回につき	4,840
基本検査料	１回につき	80,300
基本検査料（8歯以下の場合）	１回につき	25,300
機能検査料	１回につき	44,660
特殊検査料		
顔貌形態予測	１回につき	11,880
染色体検査	１回につき	29,480
形態異常病因検査	１回につき	9,900
診断料（セットアップなし）	１回につき	36,740
診断料（セットアップあり）	１回につき	78,540
セットアップ料	１回につき	41,800
基本施術料	１回につき	168,520
基本施術料（セクショナルアーチ等で8歯以下の場合）	１回につき	59,400
装置料		
ダイレクトボンディング装置（片顎）金属ブラケット	片顎につき	98,780
ダイレクトボンディング装置（片顎）プラスチックブラケット	片顎につき	99,880
ダイレクトボンディング装置（片顎）セラミックブラケット	片顎につき	110,000
セクショナルアーチ（片顎）	片顎につき	50,160
急速拡大装置	１装置につき	51,920
Wタイプ拡大装置	１装置につき	50,600
舌側弧線装置	１装置につき	38,500

４．患者の意思による自由診療（歯科領域に係る診療）

＊ 税込でないもの

区分	算定単位	料金（円）
ホールディングアーチ	１装置につき	33,220
パラタルバー	１装置につき	32,780
リップバンパー	１装置につき	33,000
タングクリブ	１装置につき	43,560
ヘッドギアー	１装置につき	38,720
チンキャップ	１装置につき	31,900
上顎前方牽引装置	１装置につき	51,260
床矯正装置（片顎）	１装置につき	40,260
拡大床矯正装置（片顎）	１装置につき	46,640
ダイナミックポジショナー	１装置につき	64,900
ヘッドギア付きダイナミックポジショナー	１装置につき	75,460
上顎牽引装置	１装置につき	167,359
下顎牽引装置	１装置につき	288,750
マウスピース型カスタムメイド矯正歯科装置		
両顎（アライナー15枚以上）	１装置につき	574,090
両顎（アライナー14枚まで）	１装置につき	316,140
両顎（アライナー14枚まで）両顎の追加アライナー	1回につき	36,960
治療計画承認前に中止の場合	１回につき	69,850
保定装置他		
可撤式保定装置（片顎）	１装置につき	40,040
固定式保定装置（片顎）	１装置につき	30,800
調節料	１回につき	6,160
観察料	１回につき	3,960
転医資料料	１回につき	17,600
装置修理料（小児・矯正共通）	１装置につき	装置料の50％
（１１）　インプラント関連		
診査関連		
相談料	１回につき	3,850
診断用ワックスアップ	１歯につき	2,200
診断用ステント作製・調整料（ワックスアップ含む）	１歯につき	6,600
診断用ステント作製・調整料（ワックスアップ含む）	１装置につき	24,235
直接顎骨診査料（測定用釘打ち込み）	１回につき	22,618
手術関連（術前術後管理料含む）　手術に伴う投薬料は１０割負担分を請求する。		
インプラント1次手術（フィクスチャー材料費を含む）	１本につき	165,000
インプラント2次手術（治療用アバットメント材料費を含む）	１本につき	33,000
骨移植A（ソケットリフト等）	１部位につき	33,000
骨移植B（オンレーグラフト、スプリットクレフト等顎堤を増大させるもの）	１部位につき：１／３顎単位	55,000
IPインプラント	１本につき	27,500
骨採取加算（口腔内採取）	１部位につき：片顎単位	63,030
骨採取加算（口腔外採取）	１部位につき：片顎単位	100,760
GTR／GBR法	１歯につき	33,000
ナビゲーションシステム術中使用料	１区分につき	59,290
補綴関連		
インプラント上部構造（インプラントプロビショナルレストレーション、アバットメント等材料含む）	１歯につき	242,000
審美補綴加算（ジルコニア、サイドスクリューなど）	１歯につき	22,000
アタッチメント（バー、マグネットなど）	インプラント１本につき	165,000
IPインプラント用TEK	１歯につき	11,000
インプラントプロビショナルレストレーション	１歯につき	33,000
メインテナンス関連		
定期観察料1	１回につき	2,200
定期観察料2（他医院での処置後の場合）	１回につき	5,500
インプラント前後外科処置		
インプラント周囲小帯切除術	１カ所につき	8,470
口腔前庭形成術		
粘膜移植によるもの	１回につき	88,110
粘膜代用被覆によるもの	１回につき	44,000
2次上皮化によるもの	１回につき	33,000
歯槽部仮骨延長術（材料費を含む）	１装置につき	348,326
高気圧酸素療法	１日につき	2,200
術後の創部保護シーネ	１床につき	17,600
インプラント関連の修理に係る材料費及びパーツ代等	使用材料及びパーツ代等の購入価格に１００分の１１０を乗じた額	
インプラント関連の修理に係る技術料	１歯もしくは１装置につき	24,514
メンブレンS®　15㎜×25㎜	１枚につき	11,990
メンブレン L®　25㎜×35㎜	１枚につき	17,490
エムドゲイン®　0.3mL	１本につき	29,370
エムドゲイン®　0.7mL	１本につき	37,950
人工真皮　テルダーミス®	１枚につき	15,510
サイトランス　グラニュール　0.25 S	１個につき	11,440
サイトランス　グラニュール　0.25 M	１個につき	11,440
サイトランス　グラニュール　0.5 S	１個につき	16,610
サイトランス　グラニュール　0.5 M	１個につき	16,610
サイトランス　グラニュール　2.0 M	１個につき	58,630
サイトランス　グラニュール　2.0 L	１個につき	58,630
リフィットデンタル	１個につき	16,500
サイトランスエラシールド　25×25	１個につき	25,410
サイトランスエラシールド　15×25	１個につき	20,900
コラテープ 25×75×0.3	１個につき	34,210
テルプラグ M	１個につき	5,390
ボナーク　ディスク	１個につき	2,310
ボナーク　ロッド	１個につき	14,960

※諸料金に関して、何かご不明な点等がございましたらお近くの職員までお声かけください。

【施設基準の届出について】

施設基準	算定開始年月日	主に定められている基準の概要
（１）基本診療料		
情報通信機器を用いた診療	令和 4年 4月 1日	情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制を整備しています。
電子的診療情報連携体制整備加算（医科外来）（初再診）	令和 8年 6月 1日	オンライン資格確認の導入、診療情報の閲覧・活用体制、マイナ保険証の利用促進、患者への説明および院内掲示、電子処方箋への対応、電子カルテの標準化、外部システムとの接続を行っています。
電子的歯科診療情報連携体制整備加算初診料（歯科外来）（初再診）	令和 8年 6月 1日	
電子的診療情報連携体制整備加算（入院）	令和 8年 6月 1日	
地域歯科診療支援病院歯科初診料	平成30年11月 1日	歯科外来診療において院内感染防止対策に係る体制を整備しています。また、別の歯科保険医療機関との連携体制を確保しています。
歯科外来診療医療安全対策加算２	令和6年6月1日	歯科外来診療において医療安全管理に係る体制を確保しています。
歯科外来診療感染対策加算３	令和6年6月1日	歯科外来診療において感染管理に係る体制を確保しています。
歯科診療特別対応連携加算	令和 4年 4月 1日	障害者歯科医療を行う体制を整備しています。
特定機能病院A入院基本料(一般病棟)７対１入院基本料	令和２年 9月 1日	入院診療計画・院内感染防止対策・医療安全管理体制・褥瘡対策・栄養管理体制の基準を満たしています。 当院は医療法に規定する特定機能病院であり、一般病棟・結核病棟では入院患者7人に対し1人以上の看護職員を配置しています。 当該病棟の平均在院日数や重症度、医療・看護必要度Ⅱ、自宅等に退院するものの割合の各基準を満たしています。 ※各病棟の看護要員の配置状況は病棟内に掲示しています。 ※本院は、患者さんの負担による付添看護を行っておりません。
特定機能病院A入院基本料(結核病棟)７対１入院基本料	令和 4年 1月 1日	
救急医療管理加算	令和 2年 4月 1日	休日又は夜間における救急医療の確保のための診療を行っています。
超急性期脳卒中加算	平成24年 2月 1日	脳卒中の診療につき十分な経験を有する専任の常勤医師を配置しています。 当該治療を行うにつき必要な体制を整備し、十分な構造設備を有しています。
診療録管理体制加算１	平成26年 4月 1日	診療録の管理体制を確保し、かつ、現に患者に対し診療情報提供を行っています。
医師事務作業補助体制加算2（２０対１）	令和 4年 4月 1日	病院勤務医の負担軽減を図るため、医師の事務作業を補助する職員を配置しています。
急性期看護補助体制加算 （２５対１　看護補助者５割以上、夜間１００対１、看護補助体制充実加算　）	令和3年 7月 1日	一般病棟では入院患者25人に対し1人以上の看護補助者を配置しています。また、看護補助者の最小必要数の5割以上が看護補助者として勤務する者です。 夜勤については、入院患者100人に対し1人以上の看護補助者を配置しています。 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する十分な体制が整備されています。
看護職員夜間配置加算（１２対１配置加算１ イ １）	平成28年10月 1日	一般病棟では夜間において、入院患者12人に対し1人以上の看護職員を配置しています。また看護職員数が1～2人で必要数を満たす場合でも最低3人の配置をしています。
継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準	令和 8年 6月 1日	医療従事者の継続的なベースアップ等の取り組みを行っています。
産科管理加算	令和 8年 6月 1日	産科病棟を維持・運営するための病院環境の整備をしています。
看護補助加算１	平成23年 4月 1日	精神病棟では、入院患者30人に対し1人以上の看護補助者を配置しています。
療養環境加算	平成29年10月 1日	医療法に定める医師及び看護要員数を満たし、病床の面積（1病床あたり8平方メートル以上）等の療養環境に関する基準を満たしている病室を整備しています。
重症者等療養環境特別加算	平成29年10月 1日	重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等が配置され、療養上の必要から当該重症者等を入院させるに適した病床を整備しています。
無菌治療室管理加算１	平成28年 1月 1日	室内を無菌の状態に保つために十分な体制を整備しています。
無菌治療室管理加算２	平成30年 1月 1日	
放射線治療病室治療管理加算（治療用放射性同位元素による場合）	令和 4年 4月 1日	治療用放射性同位元素による治療を行う十分な設備を有しています。
緩和ケア診療加算	平成22年 4月 1日	研修を受講した医師の配置など、緩和ケア診療を行うにつき十分な体制を整備しています。また、当院はがん診療の拠点となる病院です。
小児緩和ケア診療加算	令和 6年 10月 1日	研修を受講した医師の配置など、小児患者に対する緩和ケア診療を行うにつき十分な体制を整備しています。また、当院はがん診療の拠点となる病院です。
精神科応急入院施設管理加算	平成元年 5月 1日	法律の規定により都道府県知事が指定する精神科病院であり、法律の規定により入院する者のために必要な専用の病床を確保しています。
精神科身体合併症管理加算	平成20年 8月 1日	精神病床に入院している精神障害者のうち、身体疾患を併せ持つ患者に対して、一定の身体疾患の治療体制を確保しています。
精神科リエゾンチーム加算	令和元年 9月 1日	一般病棟に入院する患者に対し、精神疾患に係る症状の評価等の必要な診療を行うにつき十分な体制を整備しています。
摂食障害入院医療管理加算	令和 4年 4月 1日	摂食障害の診療を行うにつき必要な体制を整備しています。
栄養サポートチーム加算	令和 2年 7月 1日	多職種のチームによる栄養管理に係る診療を行うにつき十分な体制を整備しています。
医療安全対策加算１	平成20年 4月 1日	医療安全対策に係る研修を受けた専従の医療安全管理者を配置しています。 医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制を整備しています。 患者相談窓口を設置しています。
医療安全対策地域連携加算（医療安全対策加算　注２）	令和8年6月1日	医療安全対策加算を算定しており、他の医療機関と連携して相互に医療安全対策に関する評価や支援を行っています。
感染対策向上加算１	令和 4年 4月 1日	感染管理に係る適切な研修を修了した専任の院内感染管理者を配置しています。 感染防止対策部門を設置し、組織的に感染防止対策を実施する体制を整備しています。また当該部門に感染対策に関する十分な経験を有する医師・看護師・薬剤師及び検査技師を配置しています。 感染対策向上加算、外来感染対策向上加算に係る届出を行っている他の保険医療機関と連携しています。
微生物学的検査体制加算（感染対策向上加算　注３）	令和 8年 6月 1日	微生物学的検査室を有し、検査部、感染制御部、薬剤部と連携を行い、院内の感染対策や抗菌薬適正使用に活かしています。
患者サポート体制充実加算	平成24年 4月 1日	専任の看護師等による患者等に対する相談窓口を設置し、患者に対する支援の充実につき必要な体制を整備しています。
重症患者初期支援充実加算	令和 4年 4月 1日	特に重篤な患者及びその家族等が治療方針及びその内容等を理解し、当該治療方針等に係る意向を表明するための支援を行う体制を整備しています。
報告書管理体制加算	令和 8年 8月 1日	医療機関の画像診断部門や病理診断部門が医療安全管理部門と連携し、画像診断報告書や病理診断報告書の確認漏れ等の対策を講じ、診断又は治療開始の遅延を防止するための体制を整備しています。

【施設基準の届出について】

施設基準	算定開始年月日	主に定められている基準の概要
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	平成19年 3月 1日	褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行うにふさわしい体制を整備しています。 褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の褥瘡管理者を配置しています。 褥瘡管理者は、褥瘡対策チームと連携して個別の患者ごとに褥瘡リスクアセスメントを行っており、その結果を踏まえ特に重点的なケアが必要と認められる患者について計画を個別に作成し、当該計画に基づき重点的なケアを継続して実施しています。
ハイリスク妊娠管理加算	平成21年 4月 1日	専ら産科に従事する医師を1名以上配置しています。 公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款に基づく補償を実施しています。
ハイリスク分娩管理加算	平成21年 4月 1日	専ら産科に従事する医師を3名以上、常勤の助産師を3名以上配置しています。 １年間の分娩実施件数が120件以上であり、公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款に基づく補償を実施しています。
精神科救急搬送患者地域連携紹介加算	平成24年 6月 1日	精神科救急患者の転院体制について、地域の連携医療機関とあらかじめ協議を行い、連携体制を確保しています。
術後疼痛管理チーム加算	令和 6年 9月 1日	医師・看護師・薬剤師により構成された医療チームが、術後の痛みや吐き気などの苦痛を軽減するための十分な体制を整備しています。
地域支援・医薬品供給対応体制加算１	令和 8年 6月 1日	薬剤部門において後発医薬品の品質、安全性及び安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ薬事委員会等で後発医薬品の採用を決定する体制を整備しています。
病棟薬剤業務実施加算２	令和 8年 6月 1日	各病棟に専任の病棟薬剤師を配置し、病棟薬剤業務を平均週20時間以上実施しています。
病棟薬剤業務実施加算３	令和 8年 6月 1日	
薬剤業務向上加算	令和 7年 4月 1日	薬剤師の養成を強化することで、チーム医療の推進や薬物治療の質の向上を図るために、病院薬剤師の充実した研修体制を整備しています。
データ提出加算２イ・４イ	平成24年10月 1日	入院患者及び外来患者データを厚生労働省へ継続的かつ適切に提出するために必要な体制を整備しています。
入退院支援加算１	令和 ５年１２月 1日	入退院支援及び地域連携業務を担う部門を設置し、当該業務に関する十分な経験を有する専従の看護師及び専任の社会福祉士を配置しています。
入退院支援加算３	令和 7年 4月 1日	入退院支援及び地域連携業務を担う部門を設置し、新生児集中治療及び小児の患者に対する十分な経験を有する専任の看護師を配置しています。
精神科入退院支援加算	令和 6年 10月 1日	入退院支援及び地域連携業務を担う部門を設置し、当該業務に関する十分な経験を有する専任の看護師及び専従の精神保健福祉士を配置しています。
せん妄ハイリスク患者ケア加算	令和 3年 8月 1日	入院中の患者に対してせん妄のリスク確認及びせん妄対策を行うために必要な体制を整備しています。
精神疾患診療体制加算	平成28年 4月 1日	身体合併症に対する入院治療が必要な精神疾患患者の受入れや、精神症状を併せ持つ救急搬送患者に対し精神科医が診療を行う体制を確保しています。
精神科急性期医師配置加算２のロ	令和 2年 4月 1日	精神科病棟では入院患者16人に対し1人以上の常勤医師を配置し、精神科救急医療に係る定められた基準を満たしています。
地域医療体制確保加算２	令和 2年 4月 1日	救急搬送に係る実績の定められた基準を満たしています。 病院勤務医の負担軽減及び処遇の改善に資する体制を整備しています。
救命救急入院料2	令和 8年 6月 1日	専任の医師及び入院患者４人に対し1人以上の看護師を常時治療室内に配置しています。 救命救急治療を行うにつき必要な専用設備を有しています。
広範囲熱傷管理加算（救命救急入院料　注１２）	令和 8年 6月 1日	専門的な治療室と医師が配置され、重症の広範囲熱傷（やけど）患者に対し、専門的な集中治療を行っています。
特定集中治療室管理料１	令和 4年 8月 1日	専任の医師（5年以上経験の医師2名以上含む）及び入院患者2人に対し1人以上の看護師を常時治療室内に配置しています。また適切な研修を修了した専任の常勤看護師を週20時間以上配置しています。 集中治療を行うにつき必要な専用設備を有し、治療室の面積は1床あたり20平方メートルを確保しています。 特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の定められた基準を満たしています。
広範囲熱傷管理加算（特定集中治療室管理料　注８）	令和 8年 6月 1日	専門的な治療室と医師が配置され、重症の広範囲熱傷（やけど）患者に対し、専門的な集中治療を行っています。
ハイケアユニット入院医療管理料１	平成28年10月 1日	専任の医師を常時院内に配置、また入院患者4人に対し1人以上の看護師を常時治療室内に配置しています。 ハイケアユニット入院管理を行うにつき必要な専用設備を有しています。 ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度の定められた基準を満たしています。
総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児集中治療室管理料）	平成28年 8月 1日	専任の医師及び入院患者3人に対し1人以上の助産師又は看護師を常時治療室内に配置しています。 妊産婦の集中治療を行うにつき必要な専用設備を有しています。
総合周産期特定集中治療室管理料（新生児集中治療室管理料）	令和６年９月 1日	専任の医師及び入院患者3人に対し1人以上の看護師を常時治療室内に配置しています。 新生児の集中治療を行うにつき必要な専用設備及び十分な実績を有しています。
新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料	令和７年２月 1日	重症新生児に対する集中治療を行うにつき十分な体制及び施設を有しています。
新生児治療回復室入院医療管理料	平成22年 5月 1日	小児科の専任医師を常時院内に配置、また入院患者6人に対し1人以上の助産師又は看護師を常時治療室内に配置しています。 新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき必要な体制・構造設備を整備しています。
小児入院医療管理料２	平成28年 8月 1日	小児科の常勤医師を9人以上配置し、入院患者7人に対し1人以上の看護師を配置しています。 入院を要する小児救急医療を行うにつき必要な体制を整備しています。
精神科急性期治療病棟入院料１	平成26年 4月 1日	常勤の精神保健指定医が2人以上かつ病棟内に精神保健指定医が1人以上、また入院患者13人に対し1人以上の看護師、入院患者30人に対し1人以上の看護補助者を配置しています。 精神科急性期治療を行うにつき必要な体制・構造設備を整備しています。
短期滞在手術等基本料１	平成12年10月 1日	局所麻酔による短期滞在手術を行うにつき十分な体制を整備し、回復室など適切な施設を有しています。 回復室内に、患者4人に対し1人以上の看護師を常時配置しています。

【施設基準の届出について】

施設基準	算定開始年月日	主に定められている基準の概要
（２）特掲診療料		
遠隔電子処方箋活用加算	令和 8年 6月 1日	オンライン診療の更なる利便性の向上と、電子処方箋システムを活用した質の高い処方ができる体制を整備しています。
ウイルス疾患指導料	平成21年 4月 1日	当該療養を行うにつき、十分な経験を有する専任の医師・看護師、必要な専任の薬剤師が配置されています。 また必要な体制・構造設備が整備されています。
外来栄養食事指導料の注2	令和 2年 6月 1日	外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者に対する栄養食事指導を行うにつき、十分な体制を確保しています。
外来栄養食事指導料の注３	令和 4年 4月 1日	外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者の状態に応じた質の高い栄養食事指導を行うにつき、十分な体制を確保しています。
心臓ペースメーカー指導管理料 遠隔モニタリング加算	令和７年5月 1日	モニタリング可能な情報通信機器を活用して、定期的なモニタリングを行った上で、療養上必要な指導を行っています。
糖尿病合併症管理料	平成20年 4月 1日	糖尿病足病変の指導を担当し、相当な経験を有する専任の常勤医師・看護師が配置されています。
がん性疼痛緩和指導管理料	平成22年 4月 1日	研修を受講した緩和ケアを担当する医師が配置されています。
がん性疼痛緩和指導管理料の注２に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理加算	令和７年12月 1日	がん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックをがん患者に対して提供できる体制を整備しています。
がん患者指導管理料イ	平成22年 4月 1日	がん患者に対して指導管理を行うにつき十分な体制を整備しています。
がん患者指導管理料ロ	平成26年 4月 1日	
がん患者指導管理料ハ	平成26年 4月 1日	
がん患者指導管理料ニ	令和 2年 4月 1日	
外来緩和ケア管理料	平成24年 4月 1日	身体症状の緩和を担当する医師、精神症状の緩和を担当する医師、緩和ケアに関する相当の経験を有する看護師及び薬剤師を適切に配置し、緩和ケア診療を行うにつき十分な体制を整備しています。
移植後患者指導管理料（臓器移植後）	平成24年 7月 1日	当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の常勤医師、十分な経験を有する専任の常勤看護師及び常勤の薬剤師を配置し、療養に必要な体制を整備しています。
移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後）	平成24年 7月 1日	
糖尿病透析予防指導管理料	平成28年 4月 1日	糖尿病に関する指導について十分な経験を有する専任の医師、看護師、管理栄養士を配置し、当該療養を行うにつき必要な体制を整備しています。
小児運動器疾患指導管理料	令和 2年 4月 1日	当該療養を行うにつき十分な経験を有する整形外科を担当する常勤の医師を配置し、必要な体制を整備しています。
乳腺炎重症化予防ケア・指導料	平成30年 4月 1日	乳腺炎に係る包括的なケア及び指導並びに乳房に係る疾患の診療の経験を有する医師及び専任の助産師を配置しています。
婦人科特定疾患治療管理料	令和 2年 9月 1日	婦人科疾患の診療を行うにつき十分な経験を有する医師を配置しています。
腎代替療法指導管理料	令和 2年 １１月 1日	当該療養を実施するにあたり十分な体制を整備しています。 当該療養を行うにつき十分な経験を有する医師及び腎臓病に関する指導について十分な経験を有する看護師を配置しています。
一般不妊治療管理料	令和 4年 4月 1日	当該療養を行うにつき十分な経験を有する常勤の医師を配置し、必要な体制を整備しています。
生殖補助医療管理料1	令和 4年 4月 1日	当該療養を行うにつき十分な経験を有する常勤の医師を配置し、必要な体制を整備しています。
二次性骨折予防継続管理料１	令和 4年 4月 1日	当該療養を行うにつき、連携して診療を行う体制を整備しています。
二次性骨折予防継続管理料３	令和 4年 4月 1日	
下肢創傷処置管理料	令和 4年 9月 1日	当該療養を行うにつき十分な経験を有する常勤の医師を配置し、必要な体制を整備しています。
慢性腎臓病透析予防指導管理料	令和 6年 6月 1日	糖尿病に関する指導について十分な経験を有する専任の医師、看護師、管理栄養士を配置し、当該療養を行うにつき必要な体制を整備しています。
院内トリアージ実施料	平成30年 4月 1日	院内トリアージ実施基準を定め、実施のために必要な体制を整備しています。
夜間休日救急搬送医学管理料の注３に掲げる救急搬送看護体制加算	令和 2年 4月 1日	救急搬送について十分な実績を有しており、救急患者の受入れを担当する専任の看護師を複数名配置しています。
救急外来医学管理料１	令和 8年 6月 1日	救急外来において、初期診療の実施にあたり十分な人員配置及び設備等を備え、救急医療を24時間提供できる体制を整備しています。
救急外来緊急検査対応加算（救急外来医学管理料１及び注３）	令和 8年 6月 1日	救急外来において、初期診療の実施にあたり緊急に検査することができる体制を整備しています。
救急時医療情報取得加算（救急外来医学管理料１　注５）	令和 8年 6月 1日	救急時、電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を整備しています。
外来放射線照射診療料	平成24年 4月 1日	放射線治療を行うにつき必要な医師、看護師及び診療放射線技師等を配置しています。 緊急時における放射線治療を担当する医師との連絡体制等、当該療養を適切に実施するための十分な体制を確保しています。
外来腫瘍化学療法診療料1	令和 4年 4月 1日	外来化学療法を行う体制を整備しており、必要な機器及び十分な専用施設を有し、緊急の相談等に対応できる体制を整備しています。
がん薬物療法体制充実加算	令和 6年 6月 1日	化学療法を行う体制を整備しており、必要な機器及び十分な専用施設を有し、緊急の相談等に対応できる体制を整備しています。
連携充実加算	令和 4年 4月 1日	化学療法を実施している患者の栄養管理を行うにつき必要な体制を整備し、他の保険医療機関及び保険薬局との連携体制を確保しています。
ニコチン依存症管理料	平成29年 7月 1日	ニコチン依存症管理を適正に実施しています。 当該管理料を算定した患者の内喫煙を止めたものの割合等を地方厚生局長等に報告しています。
療養・就労両立支援指導料の注３に掲げる相談支援加算	令和 2年 4月 1日	患者の就労と療養に係る支援を行うにつき十分な体制を整備しています。
心不全再入院予防継続管理料１	令和 8年 6月 1日	心不全での入退院を繰り返さないよう、入院中において医師や看護師、薬剤師などのチームが連携して退院に向けた療養・指導する体制が整っています。
心不全再入院予防継続管理料２	令和 8年 6月 1日	心不全での入退院を繰り返さないよう、退院後において専門チームが連携して継続的に療養・食事・運動をサポートする体制が整っています。
がん治療連携計画策定料	平成29年 4月 1日	当院はがん診療の拠点となる病院です。 地域連携診療計画書を作成し、地方厚生局長等に届け出ています。
ハイリスク妊産婦連携指導料１	平成30年 4月 1日	精神疾患を有する妊産婦の診療について十分な実績を有しています。
ハイリスク妊産婦連携指導料２	平成30年 4月 1日	

【施設基準の届出について】

施設基準	算定開始年月日	主に定められている基準の概要
肝炎インターフェロン治療計画料	平成22年 4月 1日	当院は肝疾患に関する専門の保険医療機関です。 肝炎インターフェロン治療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師を配置しています。
こころの連携指導料（Ⅱ）	令和 4年 4月 1日	連携体制を構築しているかかりつけ医等からの診療情報等を活用し、患者の心身の不調に対し早期に専門的に対応しています。
薬剤管理指導料	平成22年 4月 1日	薬剤管理指導を行うにつき必要な薬剤師を配置し、医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設を有しています。 入院中の患者に対し、患者ごとに適切な薬学的管理を行い、薬剤師による服薬指導を行っています。
医療機器安全管理料１	平成20年 4月 1日	生命維持管理装置等の医療機器の管理及び保守点検を行う常勤の臨床工学技士を1名以上配置し、安全管理につき十分な体制を整備しています。
医療機器安全管理料２	平成22年 4月 1日	放射線治療について相当の経験を有する、放射線治療を専ら担当する常勤の医師を1名以上配置しています。 当該治療を行うにつき必要な体制を整備し、十分な機器及び施設を有しています。
精神科退院時共同指導料２	令和 2年 4月 1日	精神科退院時共同指導を行うにつき十分な体制を整備しています。
口腔機能実地指導料	令和 8年6月 1日	当該指導を行うにつき十分な体制を整備しています。
救急患者連携搬送料	令和 6年6月 1日	転院搬送先からの相談に応じる体制、急変した患者の再受け入れ体制が整備されています。
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注２に掲げる遠隔モニタリング加算	平成30年 4月 1日	情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制を整備しています。
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注２に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算	令和 8年6月 1日	在宅持続陽圧呼吸療法の適切な指導管理体制を整備しています。
在宅腫瘍治療電場療法指導管理料	平成30年 4月 1日	在宅腫瘍治療電場療法を行うにつき十分な体制を整備しています。
持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定	平成26年 4月 1日	持続血糖測定器の使用につき必要な医師を配置し、十分な体制を整備しています。
持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）	令和 4年 3月 1日	持続血糖測定器の使用につき適切な研修を受講した医師・看護師を配置し、十分な体制を整備しています。
遺伝学的検査	平成28年 8月 1日	当該検査を行うにつき十分な体制を整備しています。
染色体検査の注2	令和 4年 4月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、十分な体制を整備しています。
骨髄微小残存病変量測定	令和元年12月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、十分な体制を整備しています。
ＢＲＣＡ１／２遺伝子検査	令和 4年 4月 1日	当該検査を行うにつき十分な体制を整備しています。
がんゲノムプロファイリング検査	令和 4年 4月 1日	当該検査を行うにつき十分な体制を整備しています。
先天性代謝異常症検査	令和 2年 4月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、十分な体制を整備しています。
抗アデノ随伴ウイルス9型（AAV9）抗体	令和 4年 4月 1日	当該検査を行うにつき十分な体制を整備しています。
抗ＨＬＡ抗体（スクリーニング検査）及び抗ＨＬＡ抗体（抗体特異性同定検査）	平成30年 4月 1日	当該検査を行うにつき十分な体制を整備しています。
ＨＰＶ核酸検出及びＨＰＶ核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）	平成22年 4月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、十分な体制を整備しています。
ウイルス・細菌核酸多項目同時検出	令和 2年 4月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、対象患者の治療を行うにつき十分な体制を整備しています。
ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出	令和 8年6月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、対象患者の治療を行うにつき十分な体制を整備しています。
検体検査管理加算(Ⅰ)	平成20年 4月 1日	当院は院内検査を行っている病院であり、当該検体検査管理を行うにつき十分な体制を整備しています。
検体検査管理加算(Ⅳ)	平成22年 4月 1日	当院は院内検査を行っている病院であり、当該検体検査管理を行うにつき十分な体制を整備しています。 臨床検査を専ら担当する常勤の医師と常勤の臨床検査技師が10名以上を配置しています。
国際標準検査管理加算	平成28年 4月 1日	当院は国際標準化機構が定めた臨床検査に関する国際規格に基づく技術能力の認定を受けています。
遺伝性疾患療養指導管理料注１から注３	令和 8年 6月 1日	臨床遺伝学に関する十分な知識を有する医師が、検査前についての説明等を行うにつき十分な体制を整備しています。
遺伝性疾患療養指導管理料注５	令和 8年 6月 1日	当院はがんゲノム医療中核拠点病院に指定されています。
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	平成20年 4月 1日	当該検査を行うにつき十分な専用施設を有しており、必要な医師及び看護師を配置しています。 緊急事態に対応するための体制その他当該療養につき必要な体制を整備しています。
時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	平成24年 4月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、十分な体制を整備しています。
胎児心エコー法	平成22年 4月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、十分な体制を整備しています。
ヘッドアップティルト試験	平成24年 4月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、十分な体制を整備しています。
長期継続頭蓋内脳波検査	平成12年 4月 1日	当該検査を行うにつき十分な専用施設を有しており、必要な医師及び看護師を配置しています。 緊急事態に対応するための体制その他当該療養につき必要な体制を整備しています。
長期脳波ビデオ同時記録検査１	令和 2年 1月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、十分な体制を整備しています。 てんかんに係る診療を行うにつき十分な体制を整備しています。
脳磁図（自発活動を測定するもの）	令和 2年 4月 1日	当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有しており、十分な体制を整備しています。 てんかんに係る診療を行うにつき十分な体制を整備しています。
脳磁図（その他のもの）	平成16年 4月 1日	当該検査を行うにつき十分な機器及び施設を有しており、十分な体制を整備しています。
終夜睡眠ポリグラフィー（安全精度管理下で行うもの）	令和 7年 2月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、十分な体制を整備しています。
脳波検査判断料１	平成29年 1月 1日	てんかんに係る診療を行うにつき十分な体制を整備しています
神経学的検査	平成20年 5月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、十分な体制を整備しています。
補聴器適合検査	令和 2年 9月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、十分な装置・器具を有しています。
黄斑局所網膜電図	令和 7年 4月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、十分な装置・器具を有しています。
全視野精密網膜電図	令和 4年 3月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、関係学会が推奨する機器を有しています。
ロービジョン検査判断料	平成24年 7月 1日	当該療養を行うにつき必要な常勤の医師を配置しています。

【施設基準の届出について】

施設基準	算定開始年月日	主に定められている基準の概要
コンタクトレンズ検査料１	平成29年 4月 1日	外来患者におけるコンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が基準を満たしており、眼科診療を専ら担当する常勤の医師を配置しています。 また当院は眼科の入院施設を有しています。
小児食物アレルギー負荷検査	平成18年 4月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、十分な体制を整備しています。
内服・点滴誘発試験	平成22年 4月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、十分な体制を整備しています。
前立腺針生検法（ＭＲＩ撮影及び超音波検査融合画像によるもの）	令和 4年 4月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、十分な体制を整備しています。
ＣＴ透視下気管支鏡検査加算	令和 6年 3月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、十分な体制を整備しています。
経気管支凍結生検法	令和 2年 4月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、十分な体制を整備しています。
壁側胸膜凍結生検法	令和 8年 6月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、十分な体制を整備しています。
口腔細菌定量検査	令和 6年12月 1日	当該検査を行うにつき必要な医師を配置し、十分な体制を整備しています。
精密触覚機能検査	平成30年12月 1日	当該検査に係る研修を受けた歯科医師を1名以上配置し、実施につき十分な機器を有しています。
画像診断管理加算4	令和６年 6月 1日	当院は放射線科を標榜している特定機能病院です。 画像診断を専ら担当する常勤の医師を配置しており、当該医師の指示のもと全ての核医学診断及びコンピューター断層撮影診断について画像情報等の管理を行っています。また各診断のうち少なくとも8割以上の読影結果を撮影日の翌診療日までに主治医に報告しています。 夜間及び休日に読影を行う体制を整備しています。
ポジトロン断層撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く）	平成29年 5月 1日	核医学診断について相当の経験を有し、研修を受講した、画像診断を担当する常勤の医師を配置しています。 当該断層撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有しており、十分な体制を整備しています。 当院は特定機能病院及びがん診療の拠点となる病院です。
ポジトロン断層撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る）	令和 6年 6月 1日	
ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く）	平成29年 5月 1日	
ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る）	令和 6年 6月 1日	
ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く）	令和 2年 4月 1日	
ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る）	令和 6年 6月 1日	
ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（ＰＳＭＡイメージング剤を用いた場合に限る）	令和 8年 6月 1日	
乳房用ポジトロン断層撮影	令和 2年 4月 1日	
ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影	令和 4年12月 1日	当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有しています。 画像診断管理加算3を届け出ており専従の診療放射線技師を1名以上配置しています。
冠動脈ＣＴ撮影加算	平成29年12月 1日	画像診断を専ら担当する常勤の医師を配置しています。 当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有しており、十分な体制を整備しています。
血流予備量比コンピューター断層撮影	令和2年10月 1日	
外傷全身ＣＴ加算	令和6年4月 1日	
心臓ＭＲＩ撮影加算	平成29年 5月 1日	
乳房ＭＲＩ撮影加算	平成28年 4月 1日	
小児鎮静下ＭＲＩ撮影加算	令和 2年 4月 1日	
頭部ＭＲＩ撮影加算	平成30年 4月 1日	
全身ＭＲＩ撮影加算	令和 3年 8月 1日	
抗悪性腫瘍剤処方管理加算	平成22年 4月 1日	抗悪性腫瘍剤処方管理を行うにつき必要な体制が整備されています。
外来化学療法加算１	平成22年 7月 1日	外来化学療法を行う体制を整備しており、必要な機器及び十分な専用施設を有しています。
無菌製剤処理料	平成27年 7月 1日	無菌製剤処理を行うにつき十分な専用施設を有しており、必要な体制を整備しています。
心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)	平成28年 1月 1日	各リハビリテーションを担当する専任の常勤医師、常勤の看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を配置しています。 また実施するに当たり十分な専用施設を有しており、必要な器械・器具が具備されています。
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)	平成28年 1月 1日	
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	平成28年 1月 1日	
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	平成28年 1月 1日	
摂食機能療法の注３に規定する摂食嚥下機能回復体制加算１	令和 4年 4月 1日	摂食機能又は嚥下機能回復のために必要な指導管理を行うにつき十分な体制を整備しています。 摂食機能に係る療養についての実績を地方厚生局長等に報告しています。
がん患者リハビリテーション料	平成28年 1月 1日	がん患者に対するリハビリテーションを行うにつき十分な経験を有する専任の常勤医師を1名以上、専従の常勤理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士を2名以上配置しています。 また実施に当たり十分な専用施設を有しており、必要な器械・器具が具備されています。 対象患者についてリハビリテーション総合計画を月1回以上作成しています。
リンパ浮腫複合的治療料	令和７年１月 1日	リンパ浮腫の患者に対する複合的治療を行うにつき十分な体制が整備されています。
歯科口腔リハビリテーション料２	平成26年 4月 1日	歯科医師として相当の経験を有する歯科医師を1名以上配置しており、当該療養を行うにつき十分な機器を有しています。
療養生活継続支援加算（通院・在宅精神療法）	令和 4年 4月 1日	精神科外来への通院及び重点的な支援を要する患者に対して、多職種による包括的支援マネジメントに基づいた相談・支援を行う体制を有しています。
心理支援加算（通院・在宅精神療法　注9）	令和 8年 6月 1日	精神科医の指示を受けた公認心理師が専門的な心理支援を行う体制を整備しています。
児童思春期支援指導加算１	令和8年7月 1日	児童思春期の患者に対して、多職種による包括的支援マネジメントに基づいた相談・支援を行う体制を有しています。
通院・在宅精神療法の注13に規定する	令和 8年 6月 1日	精神科医が専門的な治療を行う体制を整備しています。
救急患者精神科継続支援料	令和5年11月 1日	精神疾患の状態にある患者に対して、指導を行う必要な体制が整備されています。
認知療法・認知行動療法１	平成24年 4月 1日	専任の認知療法・認知行動療法に習熟した医師が1名以上勤務しています。
依存症集団療法2（ギャンブル依存症の場合）	令和 6年 4月 1日	当該治療を行うにつき十分な体制を整備しています。

【施設基準の届出について】

施設基準	算定開始年月日	主に定められている基準の概要
精神科作業療法	平成25年11月 1日	作業療法士を配置しており、患者数は作業療法士の数に対して適切な数を限度としております。 また実施につき十分な専用施設を有しています。
精神科ショート・ケア「大規模なもの」「小規模なもの」	令和2年10月 1日	必要な従事者を配置しており、患者数は必要な従事者の数に対して適切な数を限度としております。また実施につき十分な専用施設を有しています。
精神科デイ・ケア「大規模なもの」「小規模なもの」	令和2年10月 1日	
抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）	平成24年 4月 1日	統合失調症の診断及び治療に関する十分な経験を有する常勤医師及び常勤の薬剤師を配置しています。 薬剤による副作用が発現した場合に適切に対応するための体制を整備しています。
医療保護入院等診療料	平成16年 4月 1日	精神保健指定医を配置しています。 医療保護入院等に係る患者に対する行動制限を必要最小限のものとするため、医師、看護師及び精神保健福祉士等で構成された委員会を設置しています。
人工腎臓	平成30年 4月 1日	透析用監視装置が一定数未満であり、透析液の水質を管理する専任の医師又は専任の臨床工学技士を1名以上配置しています。
導入期加算3及び腎代替療法実績加算	令和4年11月 1日	人工腎臓を行うにつき十分な説明を行っており、必要な実績を有しています。
透析液水質確保加算２及び慢性維持透析濾過加算	平成24年 5月 1日	透析治療に用いる装置及び透析液の水質を管理するにつき十分な体制を整備しています。 複雑な慢性維持透析濾過を行うにつき十分な体制を整備しています。
腎代替療法診療体制充実加算	令和 8年 6月 1日	幅広い腎代替療法について最適な治療法を選択し、安心して治療を受けられるようサポートする体制を整備しています。
難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス治療	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置しています。
移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置しています。
ストーマ合併症加算	令和 6年 6月 1日	関係学会から示されている指針等に基づき、当該処置を適切に実施しています。
歯科技工士連携加算１及び光学印象歯科技工士連携加算	令和 6年 6月 1日	院内に歯科技工士を配置しています。
歯科技工士連携加算２	令和 6年 6月 1日	院内に歯科技工士を配置し、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに準拠した体制を整備しています。
光学印象	令和 7年 5月 1日	歯科補綴治療に十分な経験を持つ歯科医師を配置し、当該療養を行うにつき必要な機器を整備しています。
ＣＡＤ／ＣＡＭ冠及びＣＡＤ／ＣＡＭ冠インレー	平成28年10月 1日	当該療養を行うにつき十分な体制を整備しており、また歯科用ＣＡＤ／ＣＡＭ装置を設置している歯科技工所と連携を図っています。
歯科技工加算１及び２	平成22年 4月 1日	歯科技工士を配置しており、歯科技工室及び歯科技工に必要な機器を整備しています。
処置の休日加算１、時間外加算１及び深夜加算１（医科）	令和 5年 7月 1日	予定手術前の当直等の免除、夜間・休日・時間外の緊急手術への手当支給等、医師の負担軽減に向けて実施しています。
静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）	令和 6年 4月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置しています。
多血小板血漿処置	令和 7年 4月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師、薬剤師及び臨床工学技士を配置しています。
皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）	平成22年 4月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置しています。
皮膚移植術（死体）	平成30年 6月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置しています。 広範囲熱傷及び重症熱傷の治療の実績を有しており、基準を満たした組織バンクと契約をしています。
自家脂肪注入	令和5年7月1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置し、関係学会から示されている指針等に基づき当該手術を適正に実施しています。
組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る。）	平成26年 4月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置し、関係学会から示されている指針等に基づき当該手術を適正に実施しています。
四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術及び骨悪性腫瘍手術の注に掲げる処理骨再建加算	令和 2年 4月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置し、必要な設備・機器等を備えています。 緊急手術の実施が可能な体制を有しており、関係学会から示されている指針等に基づき当該手術を適正に実施しています。
骨移植術（軟骨移植術を含む。）（同種骨移植（非生体）（同種骨移植（特殊なものに限る。）））	平成28年 4月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置し、基準を満たした組織バンクと契約をしています。
骨移植術（軟骨移植術を含む。）（自家培養軟骨移植術に限る。）	平成25年 7月29日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置しています。
人工関節置換術（人工肩関節置換術（腱移行を伴うもの）に限る。）	令和 8年 6月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置し、機器について、保守管理の計画を作成し、適切に保守管理しています。
人工膝関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	令和 8年 6月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置し、機器について、保守管理の計画を作成し、適切に保守管理しています。
人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	令和 6年 6月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置し、機器について、保守管理の計画を作成し、適切に保守管理しています。
後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）	令和元年11月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置しています。 顕微鏡下に手術が実施できる体制、緊急手術が可能な体制を有しています。
椎間板内酵素注入療法	令和 2年 4月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置しています。 緊急手術が可能な体制を有しており、関係学会より認定された施設です。
腫瘍脊椎骨全摘術	令和元年11月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置し、手術の際の緊急事態に対応可能な体制を有しています。
機能的定位脳手術（てんかんの場合）	令和 8年 6月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置し、関係学会から示されている指針等に基づき当該手術を適正に実施しています。
脳腫瘍覚醒下マッピング加算	令和5年１２月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置し、基準を満たした体制を有しています。
原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算	平成27年 5月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置し、基準を満たした体制を有しています。
内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置し、基準を満たした体制を有しています。
脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術	平成12年 4月 1日	長期継続頭蓋内脳波検査を行うにつき十分な専用施設を有しており、必要な医師及び看護師を配置しています。 緊急事態に対応するための体制、その他当該療養につき必要な体制を整備しています。
脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術	平成12年 4月 1日	長期継続頭蓋内脳波検査を行うにつき十分な専用施設を有しており、必要な医師及び看護師を配置しています。 緊急事態に対応するための体制、その他当該療養につき必要な体制を整備しています。

【施設基準の届出について】

施設基準	算定開始年月日	主に定められている基準の概要
頭蓋内電極植込術（脳深部電極によるもの（7本以上の電極による場合）に限る。）	令和 3年 3月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置し、所定の研修を修了しています。 当該手術の合併症への対応も可能な体制を有しております。 常勤の臨床工学技士を配置し、機器を適切に保守管理しています。 関係学会から示されている指針等に基づき当該手術を適正に実施しています。
癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を行うもの）	令和 8年 1月 1日	脳神経外科または整形外科で10年以上の経験を有し、脊椎・脊髄の専門知識を有する医師が配置され、緊急時対応体制を整備しています。
舌下神経電気刺激装置植込術	令和 6年 2月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置し、所定の研修を修了しています。 関係学会から示されている指針等に基づき当該手術を適正に実施しています。
角結膜悪性腫瘍切除手術	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置しています。
緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））	平成26年 4月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関係学会から示されている指針等に基づき当該手術を適正に実施しています。
緑内障手術（緑内障手術（流出路再建術（眼内法））及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置し、関係学会から示されている指針等に基づき当該手術を適正に実施しています。
緑内障手術（濾過胞再建術（needling法））	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置しています。
毛様体光凝固術（眼内内視鏡を用いるものに限る。）	令和 6年8月1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置しています。
網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）	平成24年 4月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置しています。 当該手術に必要なモニターや眼内内視鏡などの設備を有しており、計画に基づき保守管理を行っています。
網膜再建術	令和 4年 3月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 また、緊急事態に対応するための体制を整備しています。
経外耳道的内視鏡下鼓室形成術	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。
人工中耳植込術	平成30年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。
植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 また言語聴覚療法に専従する職員を2名以上配置しています。
内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ｖ型（拡大副鼻腔手術）及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術（頭蓋底郭清、再建を伴うもの）	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、緊急手術が可能な体制を有しています。
上咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、中咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、下咽頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）、喉頭蓋嚢腫摘出術（鏡視下によるもの）及び喉頭腫瘍摘出術（鏡視下によるもの）	令和 8年 6月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、緊急手術が可能な体制を有しています。
鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）、鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）及び鏡視下喉頭悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和 6年 3月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、緊急手術が可能な体制を有しています。
内喉頭筋内注入術（ボツリヌス毒素によるもの）	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、緊急手術が可能な体制を有しています。
鏡視下喉頭悪性腫瘍手術	令和 2年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、緊急手術が可能な体制を有しています。
喉頭形成手術（甲状軟骨固定用器具を用いたもの）	平成30年 7月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、音声障害に対する言語聴覚士による指導・訓練を実施できる体制を整えています。
上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）	令和 7年 8月 1日	緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制を整備しています。 当該療養を行うにつき、必要な医師を配置しています。
上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）	令和 2年 10月 1日	緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制を整備しています。 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有しており、必要な歯科医師及び看護師を配置しています。
内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術	平成30年 1月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、緊急手術が可能な体制を有しています。
内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術	平成30年 6月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、緊急手術が可能な体制を有しています。
頭頸部悪性腫瘍光線力学療法	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、緊急手術が可能な体制を有しています。
乳がんセンチネルリンパ節加算１及びセンチネルリンパ節生検（併用）	平成22年 7月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置しています。
乳がんセンチネルリンパ節加算２及びセンチネルリンパ節生検（単独）	平成22年 7月 1日	
乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））	平成28年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 病理部門を設置し、迅速病理検査の体制を整えています。
ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）	平成26年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、関係学会から示されている指針等に基づき当該手術を適正に実施しています。
乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法	令和 6年 6月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置しています。
胸腔鏡下拡大胸腺摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和 2年 4月 1日	緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制を整備しています。 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有しており、必要な医師及び看護師を配置しています。
胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	平成30年 4月 1日	緊急事態に対応するための体制、その他当該療養を行うにつき必要な体制を整備しています。 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有しており、必要な医師及び看護師を配置しています。
胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	平成30年 4月 1日	
胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び切除術又は１肺葉を超えるものに限る）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和 6年 6月 1日	当該療養を実施するにあたり必要な基準を満たした医師を配置し、緊急手術が可能な体制を有しています。

【施設基準の届出について】

施設基準	算定開始年月日	主に定められている基準の概要
胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除で内視鏡支援機器を用いる場合）	平成30年 4月 1日	緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制を整備しています。 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有しており、必要な医師及び看護師を配置しています。
胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は１肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	平成30年 4月 1日	緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制を整備しています。 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有しており、必要な医師及び看護師を配置しています。
胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、緊急手術が可能な体制を有しています。
同種死体肺移植術	平成18年 4月 1日	移植関係学会合同委員会において、肺の移植実施施設として選定された施設です。
生体部分肺移植術	平成20年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 また関係学会から示されている指針等を遵守しています。
胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	平成30年 5月 1日	緊急事態に対応するための体制、その他当該療養を行うにつき必要な体制を整備しています。 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有しており、必要な医師及び看護師を配置しています。
縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和 2年 4月 1日	緊急事態に対応するための体制、その他当該療養を行うにつき必要な体制を整備しています。 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有しており、必要な医師及び看護師を配置しています。
食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膣腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	平成30年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置しています。 関係学会により認定された施設であり、緊急手術の体制を整備しています。
経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）	令和 2年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置しています。 関係学会等の定める指針を遵守し、緊急手術の体制を整備しています。
胸腔鏡下弁形成術	令和 2年 8月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師・臨床工学技士を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関連学会と連携しております。
胸腔鏡下弁置換術	令和 2年 8月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師・臨床工学技士を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関連学会と連携しております。
経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術）	平成25年 12月12日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関係学会より認定された施設であり、実施基準を遵守しています。 また必要な設備を備えた手術室を有しており、術中検査や緊急手術等が実施可能です。
経カテーテル弁置換術（経皮的肺動脈弁置換術）	令和6年1月1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。関係学会より認定された施設であり、実施基準を遵守しています。また必要な設備を備えた手術室を有しており、術中検査や緊急手術等が実施可能です。
経皮的僧帽弁クリップ術	平成31年 2月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関係学会より認定された施設であり、指針を遵守しています。
不整脈手術 左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）	令和 2年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 緊急手術が可能な体制を有しており、常勤の臨床工学技士を配置しています。 関係学会より認定された施設であり、指針を遵守しています。
経皮的中隔心筋焼灼術	平成30年10月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 常勤の臨床工学技士を配置しています。
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	平成10年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）	平成30年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 緊急手術が可能な体制を有しています。
両心室ペースメーカー移植術（心筋電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（心筋電極の場合）	令和３年１月１日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 必要な機器を有しており、定期的に治療方針を決定するカンファレスを開催しております。
両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）	平成16年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 必要な機器を有しています。
植込型除細動器移植術（心筋リードを用いるもの）及び植込型除細動器交換術（心筋リードを用いるもの）	令和 2年 5月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 必要な機器を有しており、定期的に治療方針を決定するカンファレスを開催しております。
植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術	平成24年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 必要な機器を有しています。
両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（心筋電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（心筋電極の場合）	令和 2年 5月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 必要な機器を有しており、定期的に治療方針を決定するカンファレスを開催しております。
両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）	平成20年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 必要な機器を有しています。
大動脈バルーンパンピング法（ＩＡＢＰ法）	平成10年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置しています。

【施設基準の届出について】

施設基準	算定開始年月日	主に定められている基準の概要
経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）	平成31年 2月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関係学会より認定された施設であり、実施基準を遵守しています。
補助人工心臓	平成 6年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 必要な機器を有しています。
腎神経焼灼術	令和 8年 6月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、緊急手術が可能な体制を有しています。 関係学会より認定された施設であり、実施基準を遵守しています。
経皮的下肢動脈形成術	令和 2年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、緊急手術が可能な体制を有しています。 関係学会より認定された施設であり、実施基準を遵守しています。
腹腔鏡下リンパ節群郭清術（後腹膜）	令和 2年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。関係学会から示されている指針を遵守しています。
腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）	令和 2年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。関係学会から示されている指針を遵守しています。
腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和 8年 6月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。機器を適切に保守管理しています。
腹腔鏡下リンパ節群郭清術術（側方）	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。関係学会から示されている指針を遵守しています。
腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和 8年 6月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。緊急手術が可能な体制を有しています。
腹腔鏡下骨盤内臓全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和 8年 6月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。緊急手術が可能な体制を有しています。
腹膜切除を伴う多臓器合併切除術	令和 8年 6月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。緊急手術が可能な体制を有しています。
内視鏡的逆流防止粘膜切除術	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置しています。
腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）	令和 2年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 緊急手術が可能な体制を有しており、関連学会と連携しております。
腹腔鏡下胃切除術（単純切除術）（内視鏡手術用支援機器を用いる）及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術）（内視鏡手術用支援機器を用いる）	平成30年 4月 1日	緊急事態に対応するための体制、その他当該療養を行うにつき必要な体制を整備しています。 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有しており、必要な医師及び看護師を配置しています。
腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術）（内視鏡手術用支援機器を用いる）及び腹腔鏡下噴門測胃切除術（悪性腫瘍手術）（内視鏡手術用支援機器を用いる）	平成30年 4月 1日	緊急事態に対応するための体制、その他当該療養を行うにつき必要な体制を整備しています。 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有しており、必要な医師及び看護師を配置しています。
腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術）（内視鏡手術用支援機器を用いる）及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術）（内視鏡手術用支援機器を用いる	平成30年 4月 1日	緊急事態に対応するための体制、その他当該療養を行うにつき必要な体制を整備しています。 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有しており、必要な医師及び看護師を配置しています。
腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）	令和7年4月1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置しており、緊急手術が可能な体制を有しています。
バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	平成30年 5月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置しており、緊急手術が可能な体制を有しています。
腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。
胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）	平成28年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。
腹腔鏡下肝切除術	平成28年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関連学会から示されている指針を踏まえて治療方針を決定し、緊急手術が可能な体制を有しています。
腹腔鏡下肝切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和 6年11月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関連学会と連携の上、治療方針を決定し、緊急手術が可能な体制を有しています。
移植用部分肝採取術（生体）（腹腔鏡によるもの）	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。
生体部分肝移植術	平成10年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関連学会等から示されている指針等を遵守しています。
同種死体肝移植術	平成18年 4月 1日	移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設です。
腹腔鏡下膵中央切除術	令和6年12月1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。関係学会と連携の上、手術適応等の治療方針の決定及び術後の管理等を行っています。
腹腔鏡下膵腫瘍摘出術	平成30年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関係学会から示されている指針を遵守し、緊急手術が可能な体制を有しています。
腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術	平成24年 4月 1日	
腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和 5年 １０月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関連学会等から示されている指針に基づき、当該手術が適切に実施されています。
腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術	平成28年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関係学会と連携しております。
腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和 5年 １０月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関連学会等から示されている指針に基づき、当該手術が適切に実施されています。
同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術	平成22年 8月 1日	移植関係学会合同委員会において、膵臓移植実施施設として選定された施設です。

【施設基準の届出について】

施設基準	算定開始年月日	主に定められている基準の概要
同種死体膵島移植術	令和 2年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 当該手術の実施を認定された施設であり、関係学会等から示されている基準を遵守しています。
生体部分小腸移植術	平成30年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関連学会等から示されている指針等を遵守しています。
同種死体小腸移植術	平成30年 4月 1日	移植関係学会合同委員会において、小腸移植実施施設として選定された施設です。
早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	平成24年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 緊急手術が可能な体制を有しています。
内視鏡的小腸ポリープ切除術	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 緊急手術が可能な体制を有しています。
腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和 5年 5月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関連学会等から示されている指針に基づき、当該手術が適切に実施されています。
腹腔鏡下直腸切除・切断術（切除術、低位前方切除術及び切断術に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	平成30年 4月 1日	緊急事態に対応するための体制、その他当該療養を行うにつき必要な体制を整備しています。 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有しており、必要な医師及び看護師を配置しています。
腹腔鏡下副腎摘出手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下副腎髄質腫瘍摘出手術（褐色細胞腫）（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	令和 5年 8月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 緊急手術が可能な体制を有しています。 常勤の臨床工学技士を配置し、機器を適切に保守管理しています。
腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）	平成24年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置しています。
腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）、腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	平成28年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 緊急手術が可能な体制を有しています。 常勤の臨床工学技士を配置し、機器を適切に保守管理しています。
腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和 2年 4月 1日	緊急事態に対応するための体制、その他当該療養を行うにつき必要な体制を整備しています。 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有しており、必要な医師及び看護師を配置しています。
同種死体腎移植術	平成20年 4月 1日	腎移植実施施設として、㈳日本臓器移植ネットワークに登録された施設です。
生体腎移植術	平成20年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関連学会等から示されている指針等を遵守しています。
膀胱水圧拡張術、ハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道的）	平成22年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、緊急手術が可能な体制を有しています。
腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	平成30年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関係学会から示されている指針を遵守し、緊急手術が可能な体制を有しています。 常勤の臨床工学技士を配置し、機器を適切に保守管理しています。
腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術	平成24年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関係学会から示されている指針を遵守し、緊急手術が可能な体制を有しています。
尿道狭窄グラフト再建術	令和 6年 6月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置しています。
人工尿道括約筋植込・置換術	平成24年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、緊急手術が可能な体制を有しています。
精巣温存手術	令和 6年 6月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、緊急時の体制を整備しています。
女子性器悪性腫瘍手術センチネルリンパ節生検加算	令和 6年 6月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置しています。
膀胱頚部形成術（膀胱頚部吊上術以外）、埋没陰茎手術、陰嚢水腫手術（鼠径部切開によるもの）	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置しています。
精巣内精子採取術	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置しています。
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	平成26年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関係学会から示されている指針を遵守し、緊急手術が可能な体制を有しています。
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	平成24年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 緊急手術が可能な体制を有しています。 常勤の臨床工学技士を配置し、機器を適切に保守管理しています。
腹腔鏡下仙骨膣固定術	平成30年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 緊急手術が可能な体制を有しています。
腹腔鏡下仙骨膣固定術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 緊急手術が可能な体制を有しています。 常勤の臨床工学技士を配置し、機器を適切に保守管理しています。
子宮悪性腫瘍手術（子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算１又は子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算２を算定する場合に限る。）	令和 8年 6月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。関係学会から示されている指針を遵守しています。
腹腔鏡下腟式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	平成30年 7月 1日	緊急事態に対応するための体制、その他当該療養を行うにつき必要な体制を整備しています。 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有しており、必要な医師及び看護師を配置しています。

【施設基準の届出について】

施設基準	算定開始年月日	主に定められている基準の概要
腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	平成30年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関係学会から示されている指針を遵守し、緊急手術が可能な体制を有しています。 常勤の臨床工学技士を配置し、機器を適切に保守管理しています。
腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	令和 8年 6月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関係学会から示されている指針に基づき、当該手術が適切に実施されています。
腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）	平成26年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関係学会から示されている指針を遵守し、緊急手術が可能な体制を有しています。
腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）	平成30年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。 関係学会から示されている指針を遵守し、緊急手術が可能な体制を有しています。
腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置し、基準数以上の手術を実施しています。
胎児胸腔・羊水腔シャント術	平成28年 1月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置しています。
胎児輸血術及び臍帯穿刺	令和 2年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置しています。
体外式膜型人工肺管理料	令和 4年 4月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な体制を構築しています。
頭頸部悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算	令和 8年 6月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置しています。
手術の休日加算１、時間外加算１及び深夜加算１（医科）	令和 5年 7月 1日	予定手術前の当直等の免除、夜間・休日・時間外の緊急手術への手当支給等、医師の負担軽減に向けて実施しています。
医科点数表第２章第10 部手術の通則の16 に掲げる手術（胃瘻造設術	平成27年 4月 1日	摂食機能に係る療養を行うにつき相当の実績を有しており、十分な体制を整備しています。
医科点数表第２章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。）	令和 4年 6月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置しています。
医科点数表第２章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術）	令和 4年 6月 1日	当該療養を実施するに当たり必要な基準を満たした医師を配置しています。
外科医療確保特別加算	令和 8年 6月 1日	長時間かつ高難度な手術を実施する体制をを整備しています。
輸血管理料Ⅰ	平成25年 7月 1日	臨床検査技師を常時1名以上配置しており、輸血管理を行うにつき十分な体制を整備しています。
コーディネート体制充実加算	平成30年 4月 1日	造血幹細胞移植における同種移植のコーディネートを行うにつき十分な体制を整備しています。
同種クリオプレシピテート作製術	令和 2年 4月 1日	当該療養を行うにつき十分な体制を整備し、必要な医師を配置しています。
人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	平成24年 4月 1日	当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師を配置しています。
胃瘻造設時嚥下機能評価加算	平成27年 4月 1日	摂食機能に係る療養を行うにつき相当の実績を有しており、十分な体制を整備しています。
凍結保存同種組織加算	令和5年2月 1日	当該療養を行うにつき相当の経験を有する常勤の医師を配置しています。 当該同種保存組織の適切な使用及び保存方法等について、必要な体制を有しています。
広範囲顎骨支持型装置埋入手術	平成24年 4月 1日	当該療養を行うにつき相当の経験を有する常勤の歯科医師を2名以上配置しています。当該療養を行うにつき十分な体制を整備し、機器及び施設を有しています。
内視鏡手術用支援機器加算	令和 8年 6月 1日	内視鏡手術用支援機器を用いた手術の症例が年間200例以上あります。
吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）１	令和 8年 6月 1日	安全で質の高い麻酔管理を行う体制を整備しています。
吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）２	令和 8年 6月 1日	
麻酔管理料（Ⅰ）	平成 8年 4月 1日	常勤の麻酔科標榜医を配置し、麻酔管理を行うにつき十分な体制を整備しています。
麻酔管理料（Ⅱ）	平成22年 4月 1日	常勤の麻酔科標榜医を５名以上配置し、麻酔管理を行うにつき十分な体制を整備しています。
周術期薬剤管理加算	令和 6年 4月 1日	当該療養を行うにつき十分な体制を整備しています。
放射線治療専任加算	平成12年 4月 1日	放射線治療を専ら担当する常勤の医師を配置しています。 当該治療を行うにつき必要な体制を整備し、十分な機器及び施設を有しています。
外来放射線治療加算	平成20年 4月 1日	
高エネルギー放射線治療	平成14年 4月 1日	当該治療を行うにつき必要な体制を整備しています。
１回線量増加加算	平成30年 4月 1日	放射線治療を専ら担当する常勤の医師をを1名以上配置しています。 高エネルギー放射線治療による全乳房照射を行うにつき必要な体制、ＩＭＲＴを行うにつき必要な体制を整備しています。
強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）	平成20年 4月 1日	当該療養を行うにつき必要な基準を満たした放射線治療を専ら担当する医師を配置しています。 当該治療を行うにつき必要な体制を整備し、十分な機器及び施設を有しています。
画像誘導放射線治療（ＩＧＲＴ）	平成30年10月 1日	放射線治療を専ら担当する常勤の医師を配置しています。 当該治療を行うにつき必要な体制を整備し、十分な機器及び施設を有しています。
体外照射呼吸性移動対策加算	平成24年 4月 1日	放射線治療を専ら担当する医師を配置しています。 当該治療を行うにつき必要な体制を整備し、十分な機器及び施設を有しています。
定位放射線治療	平成16年 4月 1日	放射線治療を専ら担当する常勤の医師を配置しています。 当該治療を行うにつき必要な体制を整備し、十分な機器及び施設を有しています。
定位放射線治療呼吸性移動対策加算	平成24年 4月 1日	放射線治療を専ら担当する医師を配置しています。 当該治療を行うにつき必要な体制を整備し、十分な機器及び施設を有しています。
画像誘導密封小線源治療加算	平成28年 4月 1日	放射線治療を専ら担当する常勤の医師を配置しています。 当該治療を行うにつき必要な体制を整備し、十分な機器及び施設を有しています。

【施設基準の届出について】

施設基準	算定開始年月日	主に定められている基準の概要
保険医療機関間の連携による病理診断	平成29年 7月 1日	病理診断を行うにつき十分な体制を整備しています。 衛生検査所で作成され、送付された病理標本のうち、同一の者が開設する衛生検査所で作成された病理標本が一定割合以下です。
保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製	平成25年 2月 1日	病理診断を担当する常勤の医師を配置し、病理診断を行うにつき十分な体制を整備しています。
保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診	平成22年 4月 1日	
病理診断管理加算２	平成24年 4月 1日	病理診断を専ら担当する常勤の医師を2名以上配置し、病理診断を行うにつき十分な体制を整備しています。
悪性腫瘍病理組織標本加算	平成30年 4月 1日	病理診断を専ら担当する医師を配置し、病理診断を行うにつき十分な体制を整備しています。
国際標準病理診断管理加算	令和 8年 6月 1日	国際規格に基づく厳格な精度管理と安全性が確保された高度な病理診断を提供していることが評価され、第三者機関による認定を取得しております。
クラウン・ブリッジ維持管理料	平成 8年 4月 1日	クラウンブリッジ維持管理を行うに当たって、必要な体制を整備しています。
歯科矯正診断料	平成22年 4月 1日	当該療養を行うにつき必要な歯科医師を配置し、必要な機器及び十分な施設を有しています。
顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）	平成18年 4月 1日	当院は障害者総合支援法の指定を受けており、当該療養を行うにつき十分な専用施設を有しています。
地域支援・医薬品供給対応体制加算1	令和 8年 6月 1日	後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し後発医薬品を一定割合以上調剤する体制を整備しています。
看護職員処遇改善評価料	令和 4年10月 1日	看護職員を対象に、処遇の改善を図るための措置を実施しています。
外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	令和 6年 6月 1日	医療分野で働く人材を確保し、給与を向上させる取り組みを導入しています。
歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	令和 6年 6月 1日	
入院ベースアップ評価料	令和 6年 6月 1日	医療関係職種について賃金改善を行っています。
（３）入院時食事療養及び入院時生活療養		
入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）	平成19年 4月 1日	食事の提供は管理栄養士によって行っています。 適切な内容の食事提供を適時かつ適温で行っています。